

第4章 被災者の保護・救援のための活動

項目	担当班	ページ
第1節 避難所運営活動	市民生活対策班、 教育対策班、両支所対策班	201
第2節 要配慮者(避難行動要支援者)対策	本部対策班、 福祉保健対策班、 消防対策班	209
第3節 避難所外被災者の支援	市民生活対策班、 福祉保健対策班	214
第4節 食料供給	経済対策班	216
第5節 給水	建設対策班	221
第6節 被服寝具その他生活必需品給与	経済対策班	224
第7節 医療活動	福祉保健対策班	227
第8節 保健衛生活動	福祉保健対策班	229
第9節 災害廃棄物・し尿・生活ごみの処理・ <u>防疫活動</u>	市民生活対策班	232
第10節 行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬	本部対策班、 市民生活対策班、 福祉保健対策班、 消防対策班	237
第11節 住宅の供給確保等	市民生活対策班、 建設対策班	241
第12節 文教対策	教育対策班	247
第13節 社会秩序の維持・物価の安定等	本部対策班	253
第14節 義援物資の取扱い	本部対策班	255
第15節 被災動物対策	市民生活対策班、 両支所対策班	256

風水害等対策編

第2部 災害応急対策

第4章 被災者の保護・救援のための活動

第1節 避難所運営活動

(市民生活対策班、教育対策班、両支所対策班)

避難所が開設された場合、その適切な運営管理を行うための活動事項等については、この節に定めるところによって実施する（避難指示等及び避難誘導並びに避難所情報に関するサインについては、第3章第4節に定める。）。

1 避難所運営の責任体制

避難所の運営は、第一次順位として市が行う（災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく。）。市は避難所等に避難してきた者は住民票の有無等に関わらず適切に受け入れを行う。

県は、市の活動状況を把握し適切な支援を行う。

その他の防災関係機関は、避難所の適切な管理運営のため、市及び県から要請があった場合には、積極的に協力する。

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努める。

2 避難所の開設

(1) 避難所の開設方法

避難者を収容し保護する施設は、あらかじめ本地域防災計画（第3章 第4節 避難の指示等及び誘導）に定める施設を主として使用するものとし、被害及び地域の状況により、既存の市有施設、公民館、集会所、県有施設等を利用するほか、適切な施設が得難いときは、野外にプレハブを仮設し、又は天幕を借り上げて設置する。この場合、市域内の被害が激甚であるため、市域内で避難所を設置できない場合には、県又は隣接市町に対し、市民の収容を要請し、又は隣接市町の建物・土地等を借り上げて、避難所を設置する。なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外についても、災害に対する安全性を確認の上管理者の同意を得て避難所として開設する。

なお、これらの措置の実施について、必要に応じて県に県立施設の開放を要請する。

また、知事は、災害対策基本法第71条又は災害救助法第9条の規定に基づき、市長を通じて、避難者を収容・保護するために適切と思われる旅館その他の施設又は家屋の管理使用を実施する。

(2) 避難所に収容する被災者（対象者）

避難所に収容する者は、災害によって、被害を受けるおそれのある者及び現に災害によって被害を受けた者とする。

なお、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第86条の14の規定に基づき、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

(3) 避難所開設の場合の手続

市において避難所を開設した場合は、おおむね次の措置をとる。

ア. 避難所開設の周知

速やかに被災者及び警察官、消防、防災組織等関係者にその場所等を周知し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。その際、必要に応じて県の応援を求める。

イ. 避難者名簿の作成及び公表

速やかに避難所ごとの避難者名簿を作成し、状況に応じ、報道機関等を通じて公表する。その際、避難者名簿の作成にあたっては、必要に応じて住民及び県の協力を求め、迅速かつ的確な避難者名簿の作成・公表に努める。

ウ. 避難所開設に関する報告

避難所の開設に関する情報（日時、場所、箇所数、避難人員数、ライフラインの状況、疾病別人数、ニーズ）を避難所開設後直ちに県に報告する。

また、市は、上記の報告の後速やかに次の事項を整理し、県に報告する。

① 避難所開設の日時及び場所	③ 避難者名簿
② 施設箇所数及び収容人員	④ 開設見込期間

エ. 避難所の設置に要する経費

避難所の設置に要する費用は、市が全額負担することを原則とする。

ただし、災害救助法が適用された場合の避難所の設置に要する経費は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

この場合、支出できる費用の内容は、おおむね次のとおりとする。

① 賃金職員等雇上費	⑤ 借上費又は購入費
② 消耗器材費	⑥ 光熱水費
③ 建物の使用謝金	⑦ 仮設便所等の設置費
④ 器物の使用謝金	

オ. 避難所の開設期間

災害救助法が適用された場合の避難所の開設は、災害発生の日から7日以内の期間に限るものとし、該当期間を越えて開設しなければならない特別な事情がある場合は、市は、あらかじめその理由を県に申し出て承認を受ける。

カ. 帳簿等の整備

災害救助法が適用された場合、市は、おおむね次の帳簿等を備え必要な事項等について記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

また、災害救助法が適用されない場合も同様とする。

① 避難者名簿	④ 避難所設置及び収容状況
② 救助実施記録日計票	⑤ 避難所設置に要した支払証拠書類
③ 避難所用物資受払簿	⑥ 避難所設置に要した物品受払証拠書類

3 避難所における感染症対策

市は、避難所の開設にあたり、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な限り多くの避難所を開設するなど、感染症対策に必要な措置を講じるものとする。

また、市のみで十分な措置を講じることが困難な場合には、県に協力を要請する。

(1) 住民への周知

市及び県は、住民に対しハザードマップ等を活用し、災害時の避難行動を確認するとともに、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合には、親戚や友人の家等への避難を検討するよう周知する。

また、避難時に備え、非常用持出袋の防災用品について、感染症対策を念頭においた物資を追加するよう周知する。

(2) 避難先の検討・確保

市は、指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所開設を検討するとともに、ホテルや旅館等の活用も検討する。

また、発熱や咳等の有症者や濃厚接触者の避難を想定し、避難者ごとの個室スペースを確保した指定避難所以外の避難所を開設するなど、それぞれに専用の避難所を確保する。

感染症に罹患した場合に重症化しやすいとして、指定避難所から分離した方がよいと判断される者の避難先として、ホテルや旅館等の活用を検討・確保する。

また、発熱や咳等の有症者や濃厚接触者の避難を想定し、避難者ごとの個室スペースを確保した指定避難所以外の避難所を開設するなど、それぞれに専用の避難所を確保する。併せて、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認し、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じる。

避難所の確保にあたり、市のみでは対応が困難な場合には、県立施設を開放するほか、ホテルや旅館等の借上げについて、県に調整を要請する。

(3) 感染症対策に必要な備蓄品の確保

市は、マスクやアルコール消毒液など、避難所内での感染症対策に必要な物資を確保する。

市において必要な物資が確保できない場合には、用品調達先の調整を県に要請する。

(4) 避難者の受入れ体制の確立

市は、避難者の受入れにおいて、検温や体調確認、換気・消毒などの業務が発生するため、部局を超えた市職員の協力体制を構築するなど避難者の受入れ体制を強化する。

市は、市のみで対応が困難な場合には、保健師等で構成する保健活動チームの派遣を県に要請する。

(5) 避難所内での感染予防

市は、避難所内での感染予防策として、次のような対策を講じることとする。

ア. 避難所の受付では、健康チェックを兼ねた受付名簿を作成する。なお、受付を行う職員等はマスク・ゴム手袋を着用する。

イ. 避難者に対し、マスクの着用、手指消毒を呼びかける。

- ウ. 検温、風邪症状の有無、感染が確認されている者の濃厚接触者かどうかを確認し、その結果に応じた対応を行う。
- エ. 避難所内の居住スペースでは1人あたり4㎡を確保するよう努める。
- オ. 避難者同士の距離を十分に確保できない場合は、簡易間仕切りなどを用いて区分する。
- カ. アルコール消毒薬を出入り口やトイレなど、多くの人を使用する箇所に複数設置する。
- キ. ドアノブや手すり、テーブルなど不特定多数の人が触れる場所は定期的に消毒を行う。
- ク. 定期的に窓あるいはドアを開け、換気を行う。
- ケ. 避難生活開始後も、定期的に健康状態を確認し、発熱、咳等の症状が出現した場合は、職員等に報告するよう避難者に周知する。

(6) 感染症対策に配慮した避難所運営訓練の実施

市は、市や自主防災組織が感染症対策に配慮した避難所の開設・運営が円滑にできるよう、県との共同により、市職員や自主防災組織を対象とした避難所運営訓練等を実施する。

(7) 感染症患者に関する情報共有等

新型コロナウイルス感染症等の行動制限を要する感染症の自宅療養者やその濃厚接触者の避難に関して、防災担当部局や衛生担当部局、保健所、市町村と連携の下、平時から避難先の確保や避難行動について具体的な調整、確認を行う。併せて、保健所は自宅療養者や濃厚接触者に対し、避難先や避難方法について情報提供を行う。

4 要配慮者の避難等の措置

市は、避難所に要配慮者用の窓口や重度障がい者等のためのスペースを確保するなどの措置を講じるとともに、速やかな**指定福祉避難所及び福祉避難所**の開設に努めるものとし、必要に応じ、避難所での集団生活が困難な要配慮者のための避難所として、旅館・ホテル等の借り上げを検討するものとする。**市の指定福祉避難所は、地域防災計画資料編のとおりである。**

また、要配慮者の避難等の措置について市のみでは対応できない場合、県及び関係機関へ要配慮者の受け入れ先の確保について協力を要請し、市外の福祉避難所の指定を受けた施設や社会福祉施設その他の適切な場所（以下「広域避難施設」という。）へ避難させる。

(1) 広域避難を必要とする要配慮者の把握

福祉保健対策班は、救助にあたり特別な配慮を要する者の状況等を把握し、保健福祉サービスの提供や福祉避難所への避難等のための連絡調整を行うとともに、市外の広域避難施設への避難を必要とする者の状況について県へ報告する。

県は、市から要配慮者を他の市町村へ避難させるための協力要請を受けた場合、他の市町村との連絡調整等を行う。

(2) 広域避難施設への移送

市は、県を通じて、広域避難施設への移送について、必要に応じて、自衛隊、輸送関係指定地方公共機関等の応援を要請する。

(3) 広域避難施設への応援措置

県は、要配慮者の広域避難施設への移送が円滑に行われるよう、移送元の市町村と連携して、受け入れ可能な広域避難施設を把握し、移送する。

また、その際、必要に応じて、広域避難施設の所在県、厚生労働省その他関係機関の協力を求める。

(4) 費用の負担

市外への避難者の受入に要する費用は、市が全額負担することを原則とする。

5 避難所の運営管理

避難所の運営管理は、市の責任の下で行う（災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく。）が、住民や民間の力を活かすことが望ましいため、市は、「宇佐市指定避難所開設・運営マニュアル 平成30年3月」に基づき、発災時の迅速な避難所の立ち上げと円滑な運営に努める。

学校その他が避難所となった場合、学校長等の施設責任者は、避難所が円滑に運営管理されるよう市に協力する。

(1) 避難所の運営管理体制の確立

避難所担当班(市職員)による避難所の開設後早期に、避難者や区長、自主防災組織の役員、防災士等で組織する避難所運営委員会を設け、円滑な運営管理体制を確立する。

■各主体の主な役割

各主体		避難所における基本的な役割・位置づけ
地域	避難者	○避難所開設時においては、避難所担当班（市職員）や自主防災組織等の指示に従って運営に協力する。 ○避難所運営委員会が設立された以降は、与えられた役割を担うとともに、運営に協力する。
	区長、自治区・自主防災組織役員、防災士等	○避難所担当班(市職員)や施設管理者等と協力して、地域の防災力、コミュニティ力を発揮し、避難所運営の中心的な役割を担う。 ○市職員が被災した場合などは、開設初期の運営に主体性を発揮する。
	避難所運営委員会	○避難者や区長、自主防災組織の役員、防災士等で組織し、災害対策本部と連絡調整を図りながら避難所を自主的に運営する。
市・施設	市（災害対策本部）	○避難所開設を判断し、避難所担当班へ指示を行う。 ○地区における情報収集・伝達の拠点である避難所と連携を密にし、情報管理を行う。 ○必要な食料、物資の配布を行う。
	避難所担当班（市職員）	○施設の開錠や開設準備を行う。 ○避難者等の協力を得ながら開設初期の運営を行う。 ○避難所運営委員会が設立された以降は、運営のサポートを行う。
	施設管理者（学校長等）	○施設管理者として、必要に応じて開設・運営の支援を行う。 ○避難所運営委員会に参画し、避難所施設の利用に関して協議する。

各主体		避難所における基本的な役割・位置づけ
その他	ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ○物資の調達や配分など、人員を多数必要とする業務の支援を行う。 ○要配慮者や外国人への対応等、専門的な知識や能力を必要とする支援を行う。

(2) 避難所の安全管理

避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- ア. 避難所の機能を充分活用運営するために、避難所担当班(市職員)をそれぞれの避難所に配置する。
- イ. 避難所内に安全管理上並びに収容能力からみて、避難者に危険があると判断したときは、速やかに適切な措置を講じる。
- ウ. 避難所内に傷病人がいることを覚知した場合は、速やかに適切な措置を講じる。
- エ. 避難所において緊急事態が発生した場合は、避難所担当班(市職員)は本部対策班に連絡の上、適切な処理をするものとする。ただし連絡不能の場合は、配置職員が事態に即応した処理を行い、事後に報告するものとする。
- オ. 常に本部対策班と情報連絡を行い、適切な情報を適宜避難者に知らせ、流言、飛語の流布防止と不安の解消に努める。
- カ. 避難所においては、避難者を自治区(隣保)ごとに集結させることを原則とする。
- キ. 避難所での緊急事態に対応するためガードマン等の配置を検討する。

(3) 避難所での情報伝達

避難所で生活している避難者に対する生活情報等の提供は、口頭での説明のほか、掲示板の設置、チラシの配布等により、聴覚障がいや視覚障がい等のため情報伝達に障がいのある避難者にも配慮した方法を用いる。また、必要に応じて、テレビ、ラジオ等を避難所に設置する。

(4) 避難所での食料・水・生活必需品の配布

市は、避難所ごとのニーズを的確に把握し、情報端末を利用してスムーズな集計を行うなど、県と連携を図りながら物資調達・輸送調整等支援システムを活用して物資・資機材の供給・調達・輸送に関し情報共有を図る。

避難所での食料、水、生活必需品の配布については、運営管理チームの協力を得て行う。

食料の配布にあたっては、栄養士の指導を受けて避難者の適切な栄養管理に努めるとともに、食物アレルギーを有する避難者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保・配付等に努めるものとする。

また、女性用品の取扱い、配布等は女性が行うなど配慮する。

(5) 避難所のニーズの把握

常に避難所のニーズを把握し、迅速かつ的確に対応する。

(6) 健康への配慮

市及び県は、避難者の健康管理のため、保健活動チームを派遣し、常に避難住民の健康管理を行うとともに、公衆衛生ニーズを把握する。

また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないようエコノミークラス症候群の予防や熱中症への注意喚起等の対策を講じる。

(7) 避難所の生活環境への配慮

市は、災害に備えて簡易トイレ（洋式）の備蓄やマンホールトイレの導入など、避難所におけるトイレを確保するとともに、清掃等生活環境の面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努める。特に避難の長期化等に伴い、必要に応じてプライバシーの確保や、暑さ寒さ対策、身体の負担軽減等につながる段ボールベッド等の確保、入浴及び洗濯の機会の確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

また、市は、避難所における保健衛生ニーズの有無を把握するため、保健師等で構成する保健活動チームの派遣を要請する。

(8) 女性の視点からの避難所運営

避難所の運営、レイアウト等にあたっては、次のような工夫を図り、女性の特性等に配慮する。

- ア. 避難所運営管理チームには、男性と女性の責任者を配置する。
- イ. 一人暮らしの女性や高齢者・障がい者、乳幼児のいる家族等の被災者の状況に応じ、間仕切りをするなどの配慮を行い、快適な居住スペースの確保に努める。
- ウ. 乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペース・育児スペースの確保に努める。
- エ. 男女別の更衣（又は化粧）スペースや女性用洗濯物の干し場の確保に努める。
- オ. 仮設トイレの設置等の避難所のレイアウトにおいては、女性、子ども、高齢者の安全・安心に配慮した場所や通路、夜間の照明の確保に努める。また、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布にも努める。
- カ. 女性や子どもへの暴力を防止し、心身の健康を守るために、専用の相談窓口の設置に努める。
- キ. 家事や育児などの家庭的責任は男女が共同して負担するよう努める。

(9) 避難所運営訓練の実施

市は、円滑に避難所を開設・運営できるよう、県との共同により、市職員や自主防災組織等を対象とした避難所運営訓練等を実施する。

(10) 避難所での外国人への配慮

市は、日本語の理解できない外国人に対し、情報や配給などが行き渡るようボランティア通訳等の手配により配慮する。

ボランティア通訳者や災害時外国人支援情報コーディネーターの要請が必要な場合、県と連携して配慮を行う。

6 避難生活者の保護・救援

(1) 医療救護班等の派遣・調整

市は、避難所における医療ニーズの有無を把握し、県へ速やかに医療救護班を派遣要請するとともに、各種団体等から参集する医療支援チームが円滑に活動できるよう調整する。

(2) 保健活動チームの派遣・調整

市は、県へ避難所における保健衛生ニーズの有無を把握するため保健活動チームを派遣要請するとともに、各種団体等から参集する保健活動チームが円滑に活動できるよう調整する。

(3) 災害派遣福祉チームの派遣・調整

市は、大規模災害の発生時、県へ避難者の福祉ニーズの把握や要配慮者の支援等を行う災害派遣福祉チーム（DWA T）を派遣要請するとともに、災害派遣福祉チームが円滑に活動できるよう調整する。

7 広域避難

- (1) 市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の確保が必要であると判断した場合は、県や受入先の市町村と以下のとおり調整を行うものとする。
 - ア. 県内の他の市町村への避難については、受入先の市町村に直接協議することを原則とするが、必要に応じて県に調整を依頼する。
 - イ. 他の都道府県の市町村への避難については、県に対し、受入先の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、市自ら受入先の都道府県内の市町村に協議することができる。
- (2) 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
- (3) 市は、県、運送事業者等とともに、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
- (4) 市は、県、及び事業者とともに、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努めるものとする。

8 広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難・受け入れ状況、避難の長期化等により、区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受け入れが必要であると判断したときは、県や受入先の市町村と以下のとおり調整を行うものとする。

- (1) 県内の他の市町村への避難については、受入先の市町村に直接協議することを原則とするが、必要に応じて県が調整する。
- (2) 他の都道府県の市町村への避難については、県に対し、受入先の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、市町村自ら受入先の都道府県内の市町村に協議することができる。

第2節 要配慮者（避難行動要支援者）対策

（本部対策班、福祉保健対策班、消防対策班）

災害後の援護を要する要配慮者（避難行動要支援者）に対する福祉サービスの的確な遂行のための市の活動方針等は、この節に定めるところによって実施する。

1 避難行動要支援者の避難支援・安否確認

福祉保健対策班は、災害時において避難行動要支援者名簿を活用し、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者の避難支援・安否確認を実施する。

2 避難行動要支援者名簿を提供する時期及び支援等

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、災害対策基本法第49条の11第3項の規定により、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供する。

提供元	提供先
福祉課・危機管理課	大分県警察
	宇佐市社会福祉協議会
	民生委員・児童委員
	自主防災組織

また、名簿の提供を受けた避難支援等関係者は、避難行動要支援者名簿を活用し、速やかに支援等を実施する。

（1）避難行動要支援者名簿を提供する時期

避難行動要支援者名簿を提供する時期については、以下の条件を目安とし提供するものとする。

- ア. 宇佐市域に災害による被害が発生し、市が支援活動の必要があると判断した場合
- イ. 緊急情報提供者からの情報により、市が災害発生のおそれがあると判断した場合
- ウ. 気象状況等により、市が名簿の提供について特に必要があると判断した場合

（2）避難行動要支援者名簿を活用した避難支援等

避難行動要支援者名簿の提供を受けた避難支援等関係者は、速やかに以下の避難支援等を実施する。

- ア. 安否確認
- イ. 避難誘導
- ウ. 救出救護
- エ. 宇佐市への情報伝達

3 社会福祉施設等に係る対策

社会福祉施設には、自力では歩行できない高齢者や身体障がい者、精神に障がいのある人や児童が入所あるいは通所している。これらの人々は、災害発生時に自力で行動することは困難であり、介助が欠かせない。

災害発生時にこれらの人々の安全を確保するため、日頃から十分な防災対策をとっておく必要がある。

(1) 防災設備等の整備

施設入所者や通所者は、災害発生の際に、とっさの自己防御がとれない可能性が高いことから、各施設の管理者は、施設の耐震性を確保するとともに、施設の設備点検を常に行い、その安全性を高める必要がある。

また、ライフライン等の機能停止の際にも、施設入所者の生活を維持できるよう非常用発電や非常用給水タンクなどの設備の整備や非常用食糧、医薬品等の備蓄に努めなければならない。

(2) 防災計画の策定

災害発生時には、施設職員の迅速で的確な行動が重要であるため、各施設管理者は職員の任務分担、動員計画、避難方法を詳細に定めた実効ある避難確保計画を策定しておくものとする。

策定にあたっては、施設に入所している人々の障がい程度は様々であるため、それぞれの施設の実情に見合った綿密な避難確保計画を策定するものとする。特に、夜間は職員が手薄になることと、入所者が就寝中のため避難行動が昼間にもまして困難になることを考慮した計画とする。

また、災害発生時に保護者、家族等と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行うものとする。

(3) 情報連絡手段の整備

災害発生時の関係機関への迅速な連絡が行えるよう、緊急時の情報伝達の手段、方法を定めておくとともに、災害時においても使用可能な通信手段の整備に努めるものとする。

(4) 地域社会との連携

社会福祉施設の入所、通所者は、自力での避難が困難である者が多く、災害発生時の避難にあたっては、施設職員だけでは不十分であり、地域住民のボランティア活動が望まれる。

日頃から、地域との交流に努め、災害時には地域住民の協力が得られるよう必要な体制づくりに努めるものとする。

4 高齢者及び障がい者に係る対策

- (1) 市は、避難所や住宅における一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら高齢者及び障がい者に係る対策を実施する。
- ア. 被災した高齢者及び障がい者の迅速な把握に努めること。
 - イ. 掲示板、広報誌、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関の協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用することにより、被災した高齢者及び障がい者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行うこと。
 - ウ. 避難所等において、被災した高齢者及び障がい者の生活に必要な車いす、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やホームヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握するため相談体制を整備すること。
 - エ. 被災した高齢者及び障がい者の生活確保に必要な車いす、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資の調達やホームヘルパー、手話通訳者等の派遣を迅速に行うこと。
 - オ. 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、協力要請を行う等当該物資の確保を図ること。
 - カ. 避難所や住宅における高齢者及び障がい者に対するニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所者等必要な措置を講ずること。

5 児童に対する対策

(1) 要保護児童の把握等

市は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

- ア. 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、市に対し、通報がなされる措置を講ずること。
- イ. 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行うこと。
- ウ. 市は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供すること。

(2) 児童の保護等のための情報伝達

市は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

6 帰宅困難者対策

市は、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な者（帰宅困難者）が発生するおそれがあることから、必要に応じて、滞在場所の確保や水、トイレの提供などの帰宅困難者対策を行う。

（１）市民への啓発

市は、市民に対して、『災害発生時にはむやみに行動を開始しない』という基本原則の周知徹底を図るとともに、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図るものとする。

（２）事業所等への啓発

市は、事業所に対して、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食糧・水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を図るとともに、『事業所等における帰宅困難者対策ガイドライン』の作成を促すものとする。

（３）避難所等の提供

市は、避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法をあらかじめ定めておくよう努めるものとする。特に駅周辺地域においては、帰宅困難者の発生が見込まれることから、既に指定している避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討するものとする。

（４）情報提供体制の整備

市は、公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報を、インターネット、避難施設等における張り紙や、報道機関による広報など、多様な手段により、迅速に提供できる体制を整備するものとする。

（５）安否確認の支援

市は、災害時の家族・親戚等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス等）の効果的な活用が図られるよう普及・啓発を図るものとする。

（６）徒歩帰宅者に対する支援

市は、コンビニ、小売業関係団体と災害時の徒歩帰宅者への水道水やトイレの提供などを内容とした協定締結を促進するものとする。

7 孤立化地域対策

市は、農村、山村等の孤立化の危険性がある地域において、円滑な避難や救出活動が行えるよう、通信設備等の整備を行うとともに、農道、林道等を避難路として、あらかじめ選定しておくものとする。

8 外国人に係る対策

市及び県は、在日外国人と訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備に努めるとともに、その円滑な避難誘導體制の構築に努めるものとする。

(1) 安否確認、救助活動

警察、消防団、自主防災組織等の協力を得て、外国人の安否確認や救助活動を行うものとする。

(2) 情報の提供

避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、外国人に配慮して継続的な情報の提供を行うものとする。

第3節 避難所外被災者の支援

(市民生活対策班、福祉保健対策班)

様々な事情により避難所以外の場所で生活する被災者、あるいは、自宅の使用はできるものの、ライフラインの途絶等により食料や情報を得ることが困難になった被災者に対しても、避難所で生活する被災者と同様に、食料・物資等の提供、情報の提供、避難所への移送、巡回健康相談など、必要な支援については、この節に定めるところによって実施する。

1 避難所外被災者の状況把握

市は、自治会、自主防災組織及び県と連携し、指定避難所以外に避難した避難者や車中泊避難者等の避難所外被災者の状況を調査するとともに、柔軟に対応し、避難所への移送、巡回健康相談等、必要な支援に努める。また、状況把握及び支援を行うにあたり必要に応じて関係機関に協力を要請する。

2 避難所外の要配慮者

福祉保健対策班は、避難所外の要配慮者について、早期に状況を把握し、福祉避難所や医療機関等に移送するよう努め、必要に応じ、県に対し支援を要請する。

また、市及び県は、避難所外の外国人について、必要に応じてボランティア通訳者や災害時外国人支援情報コーディネーターを配置して、適切な支援を行うものとする。

3 避難所外被災者への情報伝達活動

市及び県は、被災者のニーズを十分把握し、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確、かつ、きめ細やかな情報を適切に提供するように努める。

なお、その際、高齢者、障がい者等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に対して、紙媒体で情報提供を行うなど、適切な手段により情報提供に努める。

4 食料・物資の供給

市及び県は、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、早期に孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に努める。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

5 巡回健康相談の実施

市及び県は、避難所外被災者に対しても、健康管理のため、保健活動チームを編成し、巡回して健康相談を行うとともに、保健衛生ニーズを把握する。

また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないようエコノミークラス症候群の予防や熱中症への注意喚起等の対策を講じる。

第4節 食料供給

(経済対策班)

食料の供給、販売機能が麻痺し、又は住家の被害により自宅で炊飯等ができない被災者又は応急対策に従事する者に対する一時的な炊出しや必要な食料品の供給に関する事項については、この節に定めるところによって実施する。

1 責任体制

食料供給は、第一順位としては市が行う（災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく）。

市による食料供給が困難な場合は、市は速やかに県に物資の確保及び配送を要請し、供給配布する。また、その他の防災関係機関は、市及び県から食料供給に関する要請があった場合には、積極的に協力する。

2 食料供給活動の流れ

(1) 被災者、応急対策等への従事者に対する食料供給の必要性の判断

経済対策班は、各対策班が収集した以下の情報を集約し、本部対策班へ報告するとともに、被災者、応急対策等への従事者に対する食料供給の必要性を判断する。

- ア. 避難者の状況
- イ. 医療機関、社会福祉施設等の状況
- ウ. 応急対策等への従事者の状況
- エ. 電気、ガス、水道の状況

(2) 市による食料供給の実施

市は、食料供給が必要と判断された場合、食料の供給を行う。その際、要配慮者及び医療機関の入院患者、社会福祉施設の入所者に配慮する。また、県の支援が必要と判断される場合は、県に支援を要請する。

ア. 所要品目、量、運搬ルート等の情報管理

経済対策班は食料の供給計画を作成し、その進行管理を行うとともに、関係機関に協力を要請し、食料を調達する。

なお、情報の集約に当たっては、各対策班、自衛隊、避難所、ボランティア、運送業者等と連携して被災者のニーズを迅速に把握するよう努めるとともに、集約した情報は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用して、関係機関で共有する。

イ. 食料の供給等

食料の供給は、経済対策班の指示の下で行う。

① 政府所有米穀の緊急引渡し

農林水産省農産局長あてに要請する。

② 前記以外の食料の供給及びあっせん

前記以外の食料については、あらかじめ流通業者と締結した協定等に基づき、供給及びあっせん並びに現地への輸送を行う。

なお、必要に応じて第4章第14節に定める義援物資の受け入れ及び民間団体が行う支援との調整を図る。

(a) 農漁業団体等が保有する農水産物の供給及びあっせん

(b) 流通在庫による食料の供給及びあっせん

ウ. 配給方法

経済対策班が担当し、各関係者を通じて対象者に配給する。

エ. 費用の範囲

被災者等に対する炊き出しその他による食料品の供給に要する費用は、主食費、副食費及び燃料費として一人一日当たりの費用はその都度市長が定める。

オ. 費用の負担

災害救助法が適用される場合を除き、被災者に対する炊き出し、その他食料の供給に用いる費用は市の負担とする。ただし、災害の規模、程度等により費用の全部又は一部を被災者に負担させることができる。

カ. 配給期間の限度

特別の事情のない限り、災害の日から7日以内とする。

キ. 炊き出し

状況に応じ、自治会、婦人会等の協力を得て適当な場所を選定し実施する。

ク. 帳簿等の整備

被災者に対し、給与又は貸与を実施した場合は必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

(3) 自衛隊への派遣要請

自衛隊の派遣が必要な場合、本部対策班が県に対し、派遣要請を行う。

(4) 県内市町村、災害時相互応援協定締結先への応援要請

「第2章 第8節 広域的な応援要請」に準ずる。

3 政府所有米穀の緊急引渡し

(1) 市の手続

市は、農林水産省の定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例）により、災害救助用米穀の緊急引渡しの要請を行う。

ア. 通常の手続きによる緊急引渡し等

経済対策班は、県の地区災害対策本部を経由して県に対し、災害救助用米穀の緊急引渡しの要請を行い、引渡しを受けた後、被災者に対する供給又は給食を実施する。

イ. 災害地が孤立した場合等における緊急引渡し

交通、通信の途絶等の重大な災害の発生により、災害救助用米穀の引渡しについて知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀を必要とするときは、市長は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に対して災害救助用米穀の引渡しを要請する。

市長が農産局長に直接要請を行った場合、県との通信体制が復旧した後、必ずその旨を連絡することとし、県は様式により農産局長へ要請書を送付する。

(2) 経済対策班の手続

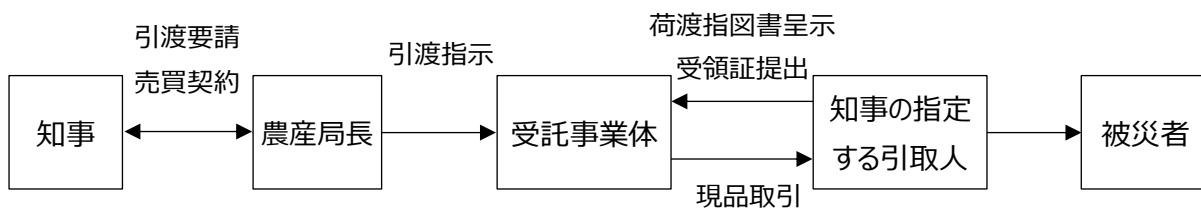
(1)により、県に対し災害救助用米穀の緊急引渡しの要請を行なった場合、経済対策班は以下の手続を行う。

ア. 緊急引渡しを行う際、給食又は供給を行わせることを適当と認める者を引取人として指定し県へ申請を行う。

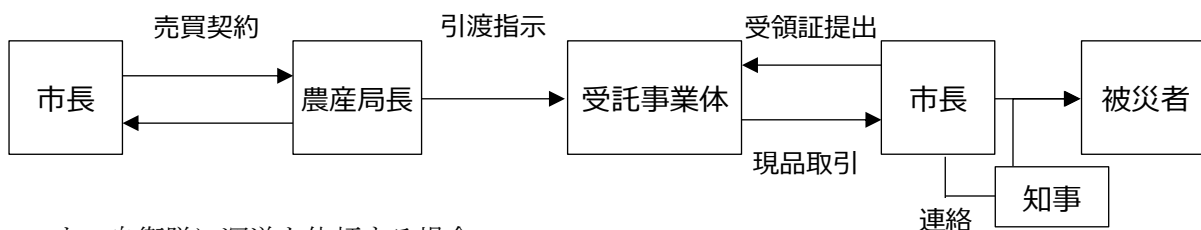
イ. 指定した引取人は、引渡しを受けた後、必要に応じ、関係機関と連携し、被災者に対する供給又は給食を実施する。

(3) 応急供給系統図

ア. 県を通じた応急食糧の直接売却



イ. 県への要請連絡の取れない場合の現物引渡し



ウ. 自衛隊に運送を依頼する場合

交通の途絶等により、政府運送では緊急に間に合わない場合、県に対し、自衛隊による災害地までの運送を要請することができる。

4 災害救助法の規定による炊出しその他による食品の給与

災害救助法の規定に基づく炊出し、その他による食品の給与は、市からの要請に基づき、県が実施する。また、県は、市が実施する炊出しその他による食品の給与を指導し、市において食品の給与が困難な場合は、臨時的な救助班等を編成して現地に派遣するなど、その円滑な実施を図る。

(1) 炊出し、その他による食品の給与基準

ア. 給与を受ける被害者の範囲

- ① 避難所に収容された者
- ② 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼もしくは床上浸水等である場合、又は社会基盤の被災により炊事のできない者
- ③ 被災市町村内の旅館の宿泊人及び一般家庭の来訪客で①又は②と同一の状態にある者
- ④ 被災を受け、一時縁故先に避難する者で食料品をそう失した者
- ⑤ 流通の途絶により食品が確保できない者

イ. 炊出しその他による食品給与の方法

- ① 炊き出しは、避難所内又はその近くの適当な場所を選んで実施し、適当な場所がないときは、飲食店又は旅館等を使用する。
- ② 食品の給与にあたっては、現に食し得る状態にある物を給すること（原材料（小麦粉、米穀、醤油等）及び現金食券を支給することは災害救助法の趣旨に反し認められない。）。
- ③ 食品の給与は産業給食（弁当等）によっても差し支えない。
- ④ 乳幼児に対する食品の給与は、ミルク等によっても差し支えない。
- ⑤ 炊出しの実施に支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

ウ. 炊出し及び食品の給与の期間

特別な事情のない限り、災害の発生の日から7日以内の間とする。

エ. 費用の負担

アからウの基準に基づき、県の委任により市が実施した炊出しその他による食品の給与について、おおむね次の範囲内の費用は県が負担するものとする。

- ① 主食費
 - (a) 知事が一括売却を受け配分した場合の主食
 - (b) 供給食料のほか一般の食品店その他から炊出し等のため購入したパン、麺類等
- ② 副食費及び調味料費
- ③ 炊出し用の燃料費
- ④ 雑費（器物の使用謝金又は借上料等）

(2) 市の措置

ア. 県への情報提供等

市長は、知事の委任に基づく災害救助法の規定による炊出しその他の食品の給与に着手した場合は、速やかにその概要を県に情報提供し、必要な指示を受けるものとする。

イ. 帳簿等の備え付け等

市長は、知事の委任に基づき炊出しその他の食品を給与する場合は、その責任者を指定するとともに、炊出し等の各現場に実施責任者を定め、おおむね次の帳簿等を備え必要な事項について記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 炊出しその他による食品給与物品受払簿
- ③ 炊出し給与状況
- ④ 炊出しその他による食品給与に関する証拠書類

第5節 給水

(建設対策班)

災害のため、給水施設の破壊、飲料水の枯渇汚染あるいは避難等のため飲料水及び生活用水を得ることができない者に対する給水並びに施設等の応急復旧は、この節に定めるところによって実施する。

1 責任体制

給水は、第一順位としては市が行う（災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく）。

市による給水が困難な場合、速やかに県に水の確保及び配送を要請し、これを供給する。

また、その他の防災関係機関は、市及び県から給水に関する要請があった場合には、積極的に協力する。

2 給水活動の流れ

(1) 所要量、運搬ルート等の情報管理

建設対策班は、給水に関する情報を集約し、飲料水・生活用水の供給計画を作成し、その進行管理を行うとともに、必要に応じて、県及び関係機関に協力を要請し、飲料水・生活用水を調達する。

なお、情報の集約にあたっては、県、宇佐市管工事協同組合、自衛隊、避難所、ボランティア、運送業者等と連携して被災者のニーズを迅速に把握するよう努めるとともに、集約した情報は関係機関で共有する。

(2) 被災者に対する給水の必要性の判断

建設対策班は、各対策班が収集した以下の情報を集約し、本部対策班へ報告するとともに、被災者、応急対策等への従事者に対する給水の必要性を判断する。なお、飲料水の衛生状況の把握は、県に協力を求める。

- ア. 被災者の状況
- イ. 避難所の状況
- ウ. 医療機関、社会福祉施設等の状況
- エ. 通水状況
- オ. 飲料水の衛生状況

(3) 給水の方法

給水の方法は以下により実施する。ただし、被災及び地域の状況等により、柔軟に対応し、適切な措置を講じるものとする。

- ア. 飲料水
 - ・給水車による給水
 - ・ろ水器による給水
 - ・ボトル水等水入り容器を運搬して行う給水

イ. 生活用水

- ・学校プールその他適当な場所への貯水
- ・災害時協力井戸による給水
- ・浄水剤の支給による給水

(4) 市による給水の実施

建設対策班は、(2)で給水が必要と判断した場合、次の点に留意して給水活動を行う。

また、県の支援が必要と判断される場合は、県に支援を要請する。

ア. 被災地の状況を迅速かつ的確に把握し、被災の程度、被災人口等から給水順位、給水量等を決定する。

イ. 給水を実施する場所、方法、時間等について防災行政無線等を用いてきめ細かく住民に広報する。

ウ. 給水は、給水車及びトラック輸送による合成樹脂タンク等から行うものとし、災害の規模によってはさらに散水車、水槽付消防ポンプ自動車等の器材及びこれに必要な要員の提供を受けて給水するものとする。

なお、上記器材のほか給水活動を円滑にするためポリ容器を用意し、必要に応じて使用するものとする。

エ. 医療機関、社会福祉施設については、臨時の活動班を編成するなどして、迅速かつ的確な対応を図る。

オ. 自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、可能な限りボランティアとの連携を図る。

カ. 自衛隊への派遣要請

自衛隊の派遣が必要な場合、県に対し、派遣要請を行う。

キ. 帳簿等の整備

被災者に対し、飲料水の供給を実施した場合は、必要な記録を行うとともにこれを保存しなければならない。

- ① 飲料水供給記録
- ② 機械器具、燃料及び薬品資材に関する記録
- ③ 飲料水供給のための支払に関する記録

(5) 県における給水の実施

市のみでは給水が困難と判断された場合、県へ応援要請を行い、被災地域への応急給水について、県との連携のもと総合的な調整、災害所管区域の補給水源の汚染衛生状況の調査を行う。

ア. 所要量、運搬ルート等の情報管理

県は、給水に関する情報を集約し、飲料水・生活用水の供給計画を作成し、その進行管理を行うとともに、必要に応じて関係機関に協力を要請し、飲料水・生活用水を調達する。

なお、情報の集約にあたっては、自衛隊、消防、避難所、ボランティア、運送業者等と連携して被災者のニーズを迅速に把握するよう努めるとともに、集約した情報は関係機関で共有する。

イ. 給水等

- ① 給水の総合調整
- ② 流通在庫によるボトル水等水入り容器の供給及び斡旋
- ③ 自衛隊への派遣要請
- ④ 県内市町村、九州・山口各県、他都道府県への応援要請
- ⑤ 国土交通省、日本水道協会、大分県薬剤師会等への応援要請

3 供給用水

建設対策班は、施設が被災し飲料水等の確保が出来ない場合は、井戸水、自然水（溜池、河川）又はプール等の活用に適するものを水源とする。なお、あらかじめ水量等について調査を適宜行い、応急水源の保全に努める。

- (1) 最寄りの利用可能水源の利用…最寄りの水源あるいは水道施設から路上配管等により応急給水する。
- (2) 水道用貯留施設の利用…浄水池、ポンプ井、配水池、取水塔、圧力タンク
- (3) 受水槽の利用…公共施設、ビル、病院、アパート等の受水槽を利用し応急給水する。
- (4) プール、ため池、沈殿池、河川の利用…比較的汚染の少ない水源をあらかじめ選定しておき、ろ水器等で浄化して応急給水する。なお、水源として利用する場合は、あらかじめ公的機関による水質検査を受けること。
- (5) 井戸の利用…浅井戸あるいは深井戸、これらの井戸は地震により井戸の崩壊、水脈変化による水質、水量の変化等の心配があるので使用にあたっては特に水質に十分留意してから使用する。

4 水道施設の応急復旧

水道施設に被害を受けた場合は、原則として、原水系統から順次給水装置への順序で応急復旧を行うものとする。応急復旧は、可能な限り不公平感を与えないように対処するものとし、必要に応じて「非常災害発生時における水道施設の復旧工事等に関する協定」に基づき、宇佐市管工事協同組合等に応援を要請する。また必要に応じ、県及び関係機関に支援を求めるものとする。

5 災害救助法に基づく措置

市長は、知事の委任に基づく飲料水の供給を実施した場合は、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- (1) 救助実施記録日計票
- (2) 飲料水の供給簿
- (3) 給水用機械器具燃料、ボトル水及び浄水用薬品資材受払簿
- (4) 飲料水供給のための支払証拠書類

第6節 被服寝具その他生活必需品給与

(経済対策班)

被災者に対する日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の生活必需品の一時的な給与又は貸与は、この節に定めるところによって実施する。

1 被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与の責任体制

被災者に対する被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、第一順位として市が行う（災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく。）。

被災状況等により市において、実施困難な場合は速やかに県に対し、活動支援を要請する。また、その他の防災関係機関は、市及び県から要請があった場合には、積極的に協力する。

2 被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与の流れ

(1) 所要品目、量、運搬ルート等の情報管理

経済対策班は、被服寝具その他の生活必需品の給与又は貸与に関する情報を集約し、必要に応じて関係課に協力を求めるとともに供給計画を作成し、その進行管理を行う。

なお、情報の集約にあたっては、自治会、自主防災組織、県、自衛隊、避難所、ボランティア、運送業者等と連携して被災者のニーズを迅速に把握するよう努めるとともに、集約した情報は関係機関で共有する。

(2) 給与の対象者

災害により住家に全壊、全焼、流出及び半壊、半焼の被害を受けた者

(3) 給与実施基準

前項の災害を受けた世帯が人口に応じて、次の数に達する場合とする。

市町村の人口	15,000人未満	15,000人以上 30,000人未満	30,000人以上 50,000人未満	50,000人以上 100,000人未満	100,000人以上	備考
被災世帯	10	17	20	26	33	被災市町村の実情により世帯数の増減を行うことができる

(4) 給与又は貸与の基準

ア. 被災者に対して生活必需品、その他の物資を給与又は貸与する場合の世帯構成人員は原則として災害発生の日における構成人員数であるが、実際には、被服・寝具等が支給されるときに世帯構成人員数によるべきであり、被害状況・被災人員・被災者の世帯構成人員等を十分調査のうえ、物資の品目及び数量を決定するものとする。

イ. 災害発生時の混乱した際に正確な災害の状況、被災人員、世帯構成人員等を把握することが困難な場合は、応急的に市の平均世帯構成人員等により算出するものとする。

(5) 被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量の判断

経済対策班は、各対策班が収集した以下の情報を集約し、本部対策班へ報告するとともに、被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量を判断する。

ア. 被災者の状況

イ. 医療機関、社会福祉施設の状況

(6) 被災者に対する給与又は貸与の実施

前項で必要とされた被服寝具その他の生活必需品を、備蓄物資又は流通在庫から調達確保し給与又は貸与を実施する。

また、市のみでは被服寝具その他の生活必需品の給与又は貸与が困難と判断される場合は、県及び関係機関に対し、応援を要請する。

ア. 備蓄物資による給与又は貸与

経済対策班が、備蓄している物資により実施する。

イ. 前記以外の物資の給与又は貸与

以下により実施するものとし、必要に応じて第4章第14節に定めるところにより、義援物資の受け入れ及び日本赤十字社又は民間団体が行う支援との調整を図る。

① 流通在庫による給与又は貸与

市があらかじめ流通業者と締結した協定等に基づき実施する。

② 県内市町村、災害時相互応援協定締結市町への応援要請

「第2章第8節広域的な応援要請・応援活動」に準ずる。

(7) 物資及び救援品等の支給方法

物資等は、自治委員、避難所配置職員等を通じて被災者に支給するものとする。

(8) 給与の限度額

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成25年度内閣府告示第228号）第1章第4条3のイ及びロに定める支出できる費用の範囲内とする。

(9) 帳簿等の整備

被災者に対し、給与又は貸与を実施した場合には、次の帳簿を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- ア. 物資購入及び配布計画表
- イ. 物資受払に関する記録
- ウ. 物資の給与又は貸与状況に関する記録
- エ. 物資の購入及び支払に関する記録

(10) その他必要な事項

その他必要な事項は、災害救助法の規定による救助物資の給与又は貸与の基準に準ずる。

3 災害救助法が適用された場合の措置

(1) 実施体制

災害救助法が適用された場合、市は県と連携して、被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量を把握し、県に情報提供する。

(2) 給与又は貸与の基準

救助物資の給与又は貸与の基準は、おおむね次のとおりとする。

ア. 給与又は貸与の対象者

- ① 災害により住家に被害を受けた者（住家の被害は全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水をいう。）
- ② 被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財をそう失した者
- ③ 被服、寝具、その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

イ. 給与又は貸与品目

- ① 被服、寝具及び身の回り品
洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等
- ② 日用品
石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等
- ③ 炊事用具及び食器
炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等
- ④ 光熱材料
マッチ、プロパンガス等

ウ. 給与物資の配分基準

それぞれの物資の価格に応じて定めるものとする。

エ. 給与又は貸与の限度額

1世帯あたりの救助物資の給与又は貸与額は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

オ. 給与又は貸与の期限

特別な事情のない限り災害発生の日から10日以内に給与又は貸与を終るものとする。

第7節 医療活動

(福祉保健対策班)

避難生活や医療機関の機能麻痺が長期化した場合、市をはじめとする防災関係機関は被災住民の医療の確保に万全を期す必要がある。その場合、「第3章 第8節 救急医療活動」に基づく超急性期の医療活動から、それ以降の急性期や慢性期（おおむね発災から72時間以降）の活動にスムーズに移行できる体制を講じるための対策については、この節に定めるところによって実施する。

1 被災地における医療ニーズのきめ細かな把握

福祉保健対策班は、次の情報を収集し、医療救護活動を迅速・的確に推進する。

- (1) 避難所及び被災地域における医療ニーズ
- (2) 医療機関、薬局の状況
- (3) 電気、水道の被害状況、復旧状況
- (4) 交通確保の状況

2 医療救護活動の実施

福祉保健対策班は、県と連携し、超急性期からの医療活動を必要に応じ継続させるとともに、それ以降の急性期や慢性期における医療活動にスムーズに移行させるため調整を行う。

(1) 巡回相談の実施

福祉保健対策班は、被災住民の医療の確保に万全を期すため、宇佐市医師会、宇佐歯科医師会、大分県薬剤師会宇佐支部等、医療機関と連携し継続した医療救護活動を実施するとともに、保健師等による巡回を実施する。

巡回により収集した避難所及び被災地域における医療ニーズ等を、県及び関係機関と共有するとともに、避難所等における医療救護活動を支援する。

また、市が確保した巡回医療チームでは十分な医療活動が実施できないと判断したときは、県に対し、被災地内の圏域間等における医療救護活動の調整、巡回医療チームの派遣を要請する。

(2) 災害医療対策本部

県は、超急性期からの医療活動を必要に応じ継続させる。また、急性期や慢性期における医療活動にスムーズに移行させるため、大分県医師会に対し、予め登録した急性期から慢性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの県庁（災害医療対策本部（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等））への派遣を要請し、超急性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの調整業務等を引き継ぐ。なお、必要に応じて災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターから医療救護活動について助言を得る。

(3) 医療救護班等の派遣・調整

市は、必要に応じ医療救護班等の派遣を県に要請する。

県は、市から要請があったとき、又は市が確保した医療支援チームでは十分な医療活動が実施できないと判断したときには、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会、大分県歯科医師会及び大分大学医学部附属病院へ医療救護班の派遣を要請するほか、大分県看護協会、及び大分県薬剤師会及び大分災害リハビリテーション推進協議会等に対し支援チームの編成・派遣を要請する。

(4) 医療救護班の調整

県の災害医療対策本部に派遣された災害医療コーディネーターは被災地内の圏域間等における医療救護班の派遣調整等を行う。

県、郡市医師会及び市は、連携して被災地内の医療救護班の調整等を行う。

(5) 災害派遣精神医療チームの派遣

市は、必要に応じ災害派遣精神医療チームの派遣を県に要請する。

県は、市等からの要請があったとき、D P A T 統括者と協議のうえ派遣の有無を決定し、医療機関等に精神科医、看護師等からなる災害派遣精神医療チーム（D P A T）の編成・派遣を要請する。必要時は他県からの応援要請を図る。

また、D P A T 調整本部を設置し活動の指揮・調整を行う。

3 医療救護活動情報の集約及び広報・相談活動の実施

県は、以下の情報を集約の上、本部対策班を通じて報道機関に広報を依頼し、一般に広報する。また、相談専用電話を設置し、市民からの問い合わせに応じる。

- (1) 医療機関の被災状況、稼動状況
- (2) 医療救護班の派遣及び医療救護拠点の設置状況
- (3) 現地での医薬品、人員等の確保状況
- (4) 医療救護活動に関連した緊急輸送ルート及び輸送手段の状況
- (5) 負傷者の発生状況
- (6) 移送が必要な入院患者の発生状況
- (7) 透析患者、人工呼吸器患者及び在宅酸素患者等難病患者への医療体制確立状況

第8節 保健衛生活動

(福祉保健対策班)

災害後の生活環境等の急変・悪化による疾病予防に関する事項は、この節に定めるところによって実施する。

1 保健衛生活動の責任体制

災害後の生活環境等の改善に関する防疫及び清掃の計画の樹立と実施は、県の支援及び防疫措置に対する指示を受け市が行う。

また、災害の発生が広範で市のみでは対応が困難な場合には県に対し、代行等の措置を求める。

2 保健衛生活動の実施方針

(1) 被災地での公衆衛生ニーズの把握

福祉保健対策班は、各対策班及び県と連携して以下の保健衛生ニーズを把握する。

また、被災状況により必要と判断した場合は、県に対し、公衆衛生活動の支援のための災害時健康危機管理支援チームや保健活動チーム等の派遣を要請する。

【把握する公衆衛生ニーズ】

- ア. 被災者の身体的（栄養状態含む）・精神的健康状態
- イ. 避難所における医療ニーズ
- ウ. 避難所にいる要配慮者の数
- エ. 食料や飲料水の供給状態
- オ. 医薬品や衛生物品、生活必需品の供給状態
- カ. 避難所における廃棄物処理、し尿処理の実施状況
- キ. 飲料水や電気、ガス等のライフラインの復旧状況
- ク. 有害昆虫（ハエ等）の発生状況
- ケ. トイレ等の衛生状態

(2) 保健衛生活動の体制整備

福祉保健対策班は、各対策班及び県と連携して以下のような保健衛生活動の体制整備を行う。

- ア. 被災地域における医療・保健衛生ニーズ等の状況把握とアセスメント
- イ. 市が実施する保健衛生活動計画の策定
- ウ. 時期に応じた保健衛生活動に必要な技術職員の職種と人員数の判断
- エ. 本部対策班及び県への応援職員の調整要請

3 保健衛生活動の実施

福祉保健対策班は、各対策班及び県と連携して、以下の保健衛生活動を実施するが、市のみでは対応が困難と判断された場合は、県に対し職員の派遣を要請する。

(1) 市が実施する保健衛生活動

- ア. 保健衛生ニーズの収集
避難者の健康状態、精神状態及び避難所等の衛生状態の把握
- イ. 要配慮者への保健指導及び情報提供
要配慮者に対し必要な保健・医療・福祉の情報提供や保健指導を行う。
- ウ. 健康相談
被災地域（仮設住宅等を含む）における健康相談を行う。
- エ. 栄養指導対策
避難所等を巡回し、栄養士による、食品取扱者や被災地域住民に対し栄養管理指導及び栄養に関する相談への対応を行う。
- オ. 健康教育（普及啓発）
感染症予防、食中毒予防、口腔ケア、栄養指導、エコノミークラス症候群、生活不活発病予防等の健康教育を実施する。
- カ. 精神保健活動（こころのケア）の実施
関係機関の協力を得て精神保健活動チームを編成し巡回する。
- キ. 予防接種の実施、マスク等の供給等予防措置の実施
予防措置の実施、マスク等の供給等により、疫病の予防を図る。
- ク. 衛生監視
被災地域（仮設住宅等を含む）の食品衛生監視を実施する。
- ケ. 感染症予防
感染症の予防のため、非衛生的な生活環境の改善指導を行うとともに、必要に応じ、消毒及び清掃を実施する。
- コ. 派遣された支援者等の受入れ調整及び活動調整
- サ. 災害対策に必要とされる情報の収集及び整理

(2) 県が実施する市の支援活動

- ア. 各種支援チーム（保健活動チーム、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の専門職）の派遣要請
- イ. 派遣された各種支援チーム等の受入れ調整及び活動調整
- ウ. 災害対策に必要とされる情報の収集及び整理
- エ. 厚生労働省防災業務計画に基づき、同省が行う公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等派遣活動との相互連携

(3) 派遣された各種支援チーム（専門職種）の業務

- ア. 要配慮者への保健指導及び情報提供
要配慮者に対し必要な保健・医療・福祉の情報提供や保健指導を行う。
- イ. 健康相談
被災地域（仮設住宅等を含む）における健康相談を行う。
- ウ. 栄養指導対策
避難所等を巡回し、市等の栄養士とともに、食品取扱者や被災地域住民に対し栄養管理指導及び栄養に関する相談への対応を行う。
- エ. 健康教育（普及啓発）
感染症予防、食中毒予防、口腔ケア、栄養指導、エコノミークラス症候群、生活不活発病予防等の健康教育を実施する。
- オ. 家庭訪問
被災地域（仮設住宅等を含む）における家庭訪問を行う。

4 防疫活動

(1) 防疫活動の実施

2の(1)で、把握した情報から判断し、防疫活動が必要と認めるときは、県の指導を受け実施する。市において実施が困難な場合は、県が関係機関と協力して実施する。

ア. 災害地において感染症が発生し、又は保菌者が発見されたときは、直ちに県、宇佐高田医師会病院及び関係機関に連絡のうえ協議し、必要な衛生指導・消毒その他必要な措置を実施する。また、濃厚接触者（感染症患者等と飲食をともにした者及び頻繁に接触した者）に対し、病気に対する知識、消毒方法等の保健指導を実施する。

イ. 臨時予防接種

予防接種法第6条及び予防接種施行令第3条の規定により、厚生労働大臣又は県知事より臨時の予防接種を行うよう指示を受けた場合は、県及び関係機関へ協力を求め、法令等に基づき実施する。

(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症）に基づく対応

感染症法第27条第2項に基づき、感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所について、県からの指示を受け、消毒を実施する。

第9節 災害廃棄物・し尿・生活ごみの処理・防疫活動

(市民生活対策班)

災害廃棄物・し尿・生活ごみの処理については、この節に定めるところによって実施する。

1 災害廃棄物の処理

(1) 災害廃棄物処理の基本方針

早期の復旧・復興を図るため、次の基本方針に基づき災害廃棄物を処理する。

- ア. 国、県、市、関係事業者及び市民が一体となって災害廃棄物の処理を推進する。
- イ. 宇佐市災害廃棄物処理計画に示す役割分担に基づき、各主体が責任を持って役割を果たすことにより迅速な処理を行う。
- ウ. ボランティア、NPO等の支援を得て処理を進める場合は、関係団体等と連携し、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。
- エ. 災害廃棄物の処理は、発災から概ね3年間で終了することを目標とする。
- オ. 災害廃棄物は、各種法令、制度に基づき適正に処理する。
- カ. 災害廃棄物の処理にあたっては、極力再資源化に努めるとともに、中間処理による減量化などを推進し、最終処分量の削減に努める。
- キ. 処理のため使用する施設については、既存の廃棄物処理施設の活用など圏域内、県内処理を原則とするが、被災状況や災害廃棄物の発生量など災害の状況に応じ、県外への広域処理や仮設処理施設の設置なども視野に入れ対応する。

(2) 役割分担

災害廃棄物は一般廃棄物であることから、一義的な処理主体は市となる。

なお、本市が災害等により甚大な被害を受け、自ら災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合においては、相互応援協定に基づく広域的な応援要請、または地方自治法の規定により県に対し処理事務の委託を行うこととする。

※「組織・推進体制」、「処理実行計画の策定等」、「処理の実施」、「平時の取組等」の災害廃棄物の処理に関する事項の詳細は、大分県災害廃棄物処理計画に定めるものとする。

また、県は、県単独では十分な対策が実施できない場合、「九州・山口9県における災害廃棄物処理等に係る相互応援協定」に基づく広域的な応援を要請するものとする。

(3) 災害廃棄物処理の実施

市民生活対策班は、「大分県廃棄物処理計画」及び「宇佐市災害廃棄物処理計画 平成27年3月」に基づき、各対策班、県及び関係機関等が収集した情報を基に、必要な処理活動を実施する。また、市において実施が困難な場合は、県及び関係機関に協力を要請する。

- ア. 災害廃棄物等の種類と特性

災害廃棄物は、大別すると、がれき類（可燃物、不燃物）、有害廃棄物、取り扱いに配慮が必要となる廃棄物（以下「がれき類等」という。）と津波堆積物である。

災害廃棄物の種類と特性は、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

イ. 災害廃棄物の処理体制

市民生活対策班の下に災害廃棄物対策を集中所管する「災害廃棄物処理チーム」を設置する。「災害廃棄物処理チーム」は、指揮命令系統を確立し、市民生活部長を統括責任者としたチームを設置し、総務担当、処理担当、市民窓口担当、経理担当を置くものとする。

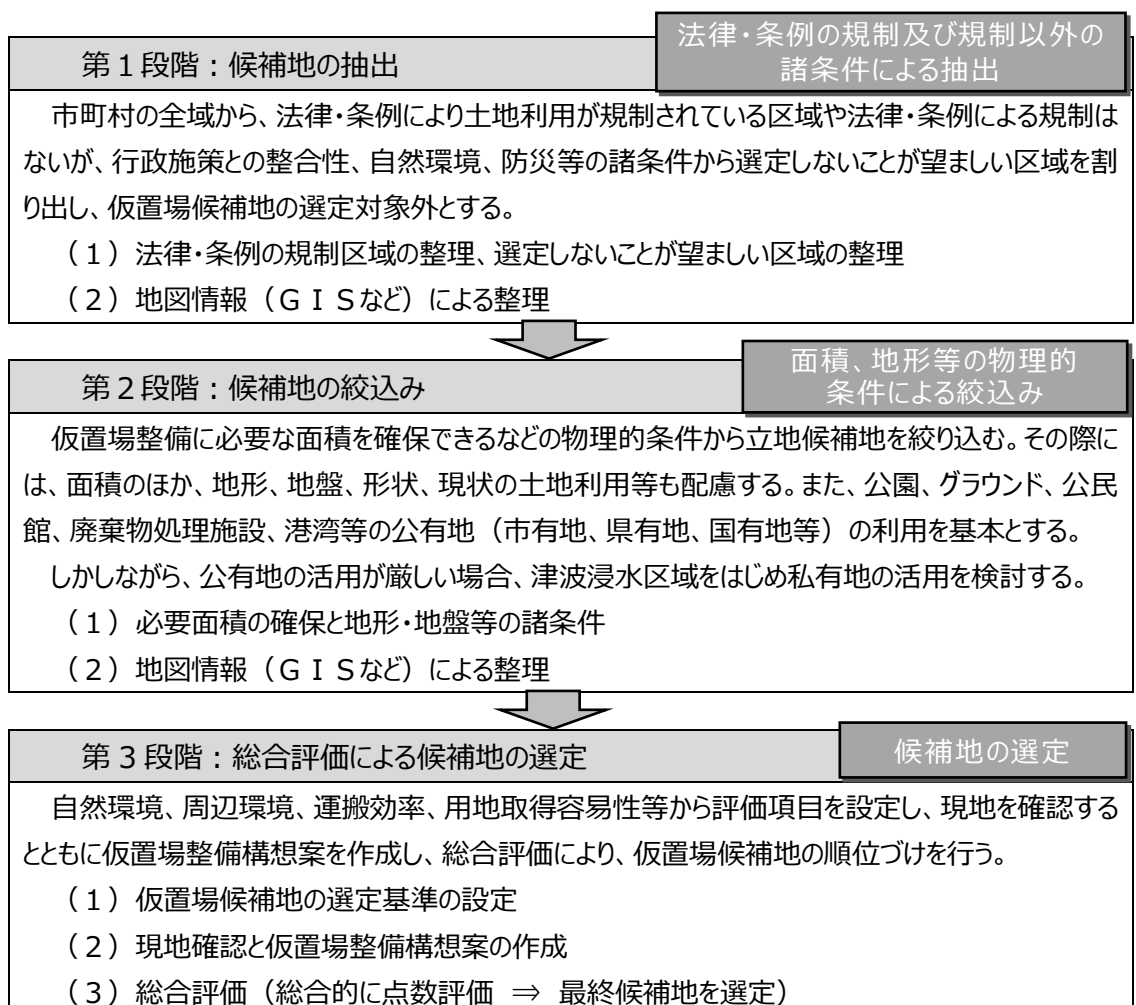
災害廃棄物処理体制及び災害廃棄物処理チームにおける各担当の主な業務は、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

ウ. 協力・支援体制

災害廃棄物を分別、運搬、選別、処理していくためには、多大な労力と機材による迅速な対応が必要であることから、発災後可能な限り速やかに協力・支援体制を整備するものとする。総務担当は生活系ごみ処理、し尿処理、災害廃棄物処理の各担当者から支援の必要性を把握し、要請内容を整理し「災害時相互応援協定」に基づき、他市町村に応援を要請するものとする。支援要請の内容等については、県に報告するものとする。

エ. 仮置場の選定

仮置場は次の選定方法により選定するものとし、これらの作業は、発災前に事前の備えとして行うものとする。仮置場の候補地は宇佐市地域防災計画資料編のとおりとするが、これらは公用地から抽出した候補地であり、今後の土地利用状況に応じて見直しを行うものとする。

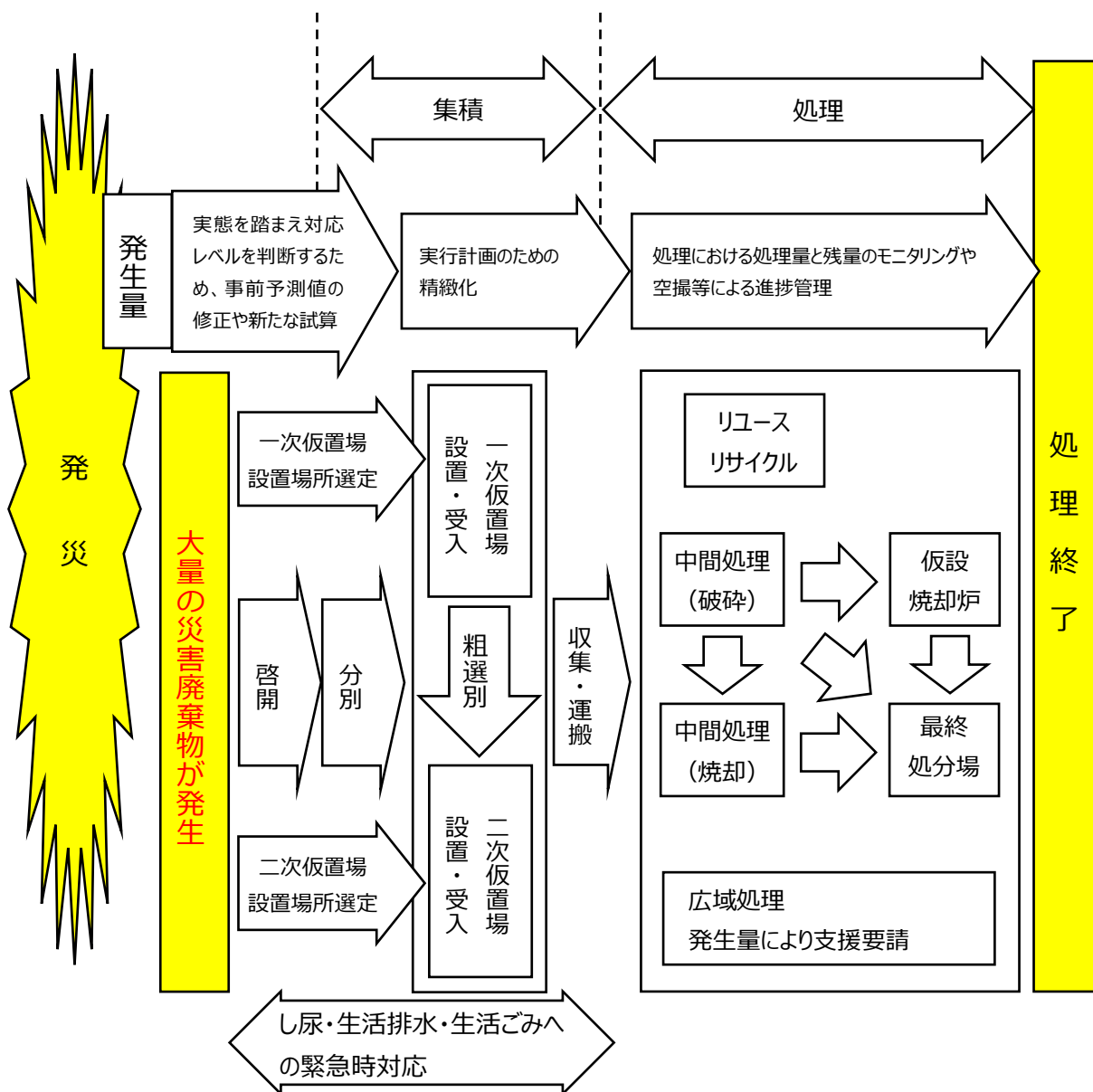


オ. 災害廃棄物処理実行計画

市民生活対策班は、災害時に大量に発生する廃棄物の円滑かつ適正な処理のため、「宇佐市災害廃棄物処理計画」に基づき、次の内容について定めた「宇佐市災害廃棄物処理実行計画」を作成し、災害廃棄物の迅速かつ適切な処理に努めるものとする。

- ① 災害廃棄物処理実行計画策定の趣旨(計画の目的/計画の位置付けと内容/計画の期間/計画の見直し)
- ② 被害状況と災害廃棄物の量(被害状況/災害廃棄物の発生推計量)
- ③ 災害廃棄物処理の基本方針(基本的な考え方/処理期間/処理の推進体制)
- ④ 災害廃棄物の処理方法(災害廃棄物の処理フロー/災害廃棄物の集積/災害廃棄物の選別/災害廃棄物の処理等)
- ⑤ 管理計画(進捗管理/全体工程/災害廃棄物処理実行計画の見直し)

■ 災害廃棄物処理の基本的な流れ



2 し尿の処理

(1) 処理方針

し尿の収集・運搬、処理は、平常時と同様に本市が実施するものとする。

特に損壊家屋、汲み取り便所、浄化槽の被害状況等をできるだけ速やかに把握し、迅速かつ効率的な処理体制の構築に努めるものとする。

本市のし尿処理施設の処理能力等は、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

(2) 実施方法

ア. 災害発生時、迅速に処理施設等の被害状況を把握し、処理施設等の応急復旧を図る。

イ. し尿の収集、運搬、処分にあっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に定める基準に可能な限り準拠し実施する。

ウ. 収集したし尿は原則としてし尿処理施設により処理する。

エ. 市で対応できない場合は、他市町村等の応援を得て実施する。これによっても対応できない場合は、県へ応援を要請する。

オ. 仮設トイレの選定にあっては、高齢者・障がい者等に配慮したものを優先的に設置する。

カ. 浸水地域等の悪条件下に位置する地域や指定避難所、仮設トイレ等の重要度、使用頻度の高い施設のし尿を優先的に収集する。

キ. 被害が激甚なため、し尿の収集が遅滞する場合は、住民に対し、携帯用トイレや隣近所での協力等と呼びかける。

3 生活ごみの処理

(1) 処理方針

ア. 生活ごみの収集・運搬、処理は、通常時と同様、市が行うことを原則とする。

イ. 発災後の道路交通の状況等を勘案しつつ、遅くとも発災後3～4日後には収集・処理を開始することを目標とする。

ウ. 想定する各避難所などから排出される廃棄物の排出方法や収集・運搬、処理の方法について事前に検討するものとする。

エ. 災害直後は、大量の廃棄物が敷地、道路を問わず散乱、排出される可能性がある。

特に緊急道路に指定されている道路上に散乱する廃棄物については、早期に除去する必要がある、そのための収集運搬車両、人員の確保に努める。

ただし、できるだけそのような事態を避けるため、住民への理解・協力の呼びかけや、速やかな住民用仮置場の設置を行うことが重要となる。

本市のごみ処理施設及び最終処分場の処理能力等は、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

(2) 実施方法

- ア. 災害発生時、迅速に処理施設等の被害状況を把握し、処理施設等の応急復旧を図る。
- イ. ごみの収集、運搬、処分にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に定める基準に可能な限り準拠し実施する。
- ウ. 収集したごみは可能な限り再生利用を進めることとし、焼却施設での焼却や埋立て処分を行うなど、環境保全上支障のない方法で処理を行う。
- エ. 市で対応できない場合は、状況に応じて広域処理を行う。
- オ. 市は、国庫補助金（災害廃棄物処理事業補助金）の活用も視野に入れて適切な処理を図る。
- カ. 短期間でのごみの焼却処分、最終処分が困難なときは、衛生上十分配慮して仮置場を開設する。
- キ. 住民等への広報
 - 住民等に対し以下の項目について広報し、ごみ処理の円滑な推進を図る。
 - ① ごみの収集処理方針
 - ② ごみ量の削減への協力（できるだけごみを出さない等）
 - ③ ごみの分別への協力

4 防疫活動

(1) 防疫活動の実施

災害発生後、防疫活動が必要と認めるときは、県の指導を受け実施する。市において実施が困難な場合は、県が関係機関と協力して実施する。

ア. 清掃・消毒の実施

災害発生により浸水した住宅及び家屋内外の清掃、側溝の清掃、汚物や災害ごみの処理及び消毒を支援する。

第10節 行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬

(本部対策班、市民生活対策班、福祉保健対策班、消防対策班)

災害により行方不明となった者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬を的確に実施するための活動については、この節に定めるところによって実施する。

1 責任体制

災害により行方不明となった者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬については、市、警察機関、県及びその他の防災関係機関が、相互に緊密な連絡と迅速な措置によって行う。

2 行方不明者の搜索

大規模災害により発生した行方不明者の搜索は、人命保護を最優先した活動により次のとおり実施する。

(1) 行方不明者の搜索

大規模災害の発生により、家屋の焼失・倒壊・埋没及びがけ崩れ等による車両の埋没等の人命危険情報を収集した場合において、災害種別及び被害状況に応じ、警察機関、海上保安部、県等と連携を図り行方不明者の搜索活動を実施する。

- ア. 搜索活動は、災害状況等の判断から人命危険度が高い場所を優先し実施する。
- イ. 搜索箇所が重複しないように防災関係機関と緊密な連絡調整を図る。
- ウ. 多数の行方不明者が発生した場合等、状況に応じ、消防団員、自主防災組織、自治会や住民の協力を得て実施する。

(2) 資機材の活用

災害状況の必要に応じて、重機その他の機械器具の有効な活用により迅速な搜索活動を実施するとともに、作業専門技術者等の確保により効率的な搜索活動を実施する。

(3) 自衛隊の災害派遣要請

大規模災害の発生状況により、市独自による搜索活動等が困難であると判断した場合は、県に要請し自衛隊又は他市町村の応援協力を求めて搜索を実施する。

(4) 搜索期間

特別の事情がない限り、災害発生の日から10日以内とする。

(5) 費用の範囲

搜索に要する費用の範囲は、災害の規模及び程度等により市長がその都度定める。ただし、災害救助法が適用された場合には同法施行細則の定めるところによる。

3 遺体の取扱い

(1) 処理する死体の範囲

災害により死亡した者とする。

(2) 遺体の安置（検視前）

発見された遺体は、市が警察官、海上保安官と協議して適切な場所に安置する。

身元不明人については、人相、所持品、着衣等の特徴を写真撮影するとともに、遺品を保存し身元の発見に努める。

(3) 遺体の検視及び検案

ア. 遺体は、原則として現地において、死体取扱規則又は検視規則等に基づき、速やかに警察官等の検視に付す。

イ. 遺体検視及び検案に必要な医療関係者等の確保に努め、確保が困難な場合は、県に通報し協力を求める。

(4) 遺体の安置（検視後）

ア. 遺体の安置所を設置する。

イ. 検視及び検案が終了した遺体を安置所に移送し納棺する。

ウ. 納棺した遺体についての死体処理票及び遺留品処理票を作成するとともに、「氏名札」を貼付する。

エ. 遺体引取の申し出があったときは、死体処理票によって整理の上引き渡すとともに、埋・火葬許可書を発行する。

(5) 費用の範囲

遺体の取扱いに要する費用の範囲は、災害の規模及び程度等により市長がその都度定める。ただし、災害救助法が適用された場合には同法施行細則の定めるところによる。

4 遺体の埋・火葬

(1) 遺体の埋・火葬は、市が実施する。市のみで対応が困難な場合は、県に協力を求める。

この場合、大分県広域火葬計画(平成27年1月策定)に基づき広域火葬を実施するため、県は他市町村、近隣県等での受入れ可能地を選定し協力を求める。

(2) 埋葬は原則として火葬とする。ただし、火葬場で処理が困難となった場合は、適当な場所に仮埋葬する。

(3) 火葬に付した遺骨及び遺留品は適当な場所に保管する。

(4) 遺体の埋・火葬に要する費用の範囲は、災害の規模及び程度等により市長がその都度定める。

ただし、災害救助法が適用された場合には同法施行細則の定めるところによる。

5 行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬に関する情報の集約・広報

(1) 行方不明者の搜索、遺体の取扱いに関する情報の集約・広報

各対策班は、遺体、行方不明者に関する情報を集約し、本部対策班を通じて広報する。

(2) 埋葬に関する情報の集約・広報

市民生活対策班は、埋葬に関する情報を集約し、本部対策班を通じて広報する。

(3) 安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表

市や県、防災関係機関が緊密に連携し、人命を最優先とした迅速かつ効率的な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表については、県の「災害時における安否不明者の氏名等の公表に関する方針（令和5年8月29日伺定）」に基づいて行うものとする。

6 身元不明死体の取扱い

災害により死亡した者の住所、氏名が不明で遺体の引取人がいない場合は、災害救助法が適用される場合を除き行旅死亡人取扱法の規定により処理する。

7 災害救助法適用に関する事項

(1) 災害救助法が適用された場合、市長は、知事の委任に基づき以下の業務について必要な措置を行うものとする。

ア. 遺体の搜索

① 搜索する遺体の範囲

災害により現に行方不明の状況にあり、かつ各般の事情によりすでに死亡していると推定される者（死亡した者の住家の被害状況及び死亡の原因を問わない。）

② 支出する費用

(a) 船艇その他搜索のために必要な機械器具の借上費又は購入費（直接搜索作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費が認められる）

(b) 搜索のため使用した機械器具の修繕費

(c) 搜索のため機械器具を使用する場合に必要な燃料費

(d) 搜索作業のため必要な照明器具等の燃料費

③ 支出費用の限度額

当該搜索地における実費

④ 搜索の期間

特別な事情のない限り災害発生の日から10日以内とする。

イ. 遺体の取扱い

① 取扱う遺体の範囲

災害に際し死亡した者

② 遺体の処理内容

- (a) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- (b) 遺体の一時保存
- (c) 遺体の検案

③ 支出する費用の限度

- (a) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。
- (b) 遺体の一時保存のための費用は、既存建物を利用する場合は当該建物の借上費の通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は、毎年度、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。
- (c) 検案は、医療救護班によって行うことを原則としているため特別に費用を必要としないと思われるが、医療救護班が検案を行うことができないような場合に一般開業医等が検案を実施した場合の費用は、当該地域の慣行料金の範囲内とする。

④ 遺体の処理期間

遺体の処理期間は、災害発生の日から10日以内とする。

ウ. 遺体の埋葬

① 埋葬を行う範囲

- (a) 災害時の混乱の際に死亡した者
- (b) 災害のため埋葬を行うことが困難な場合

② 埋葬の方法

応急的な仮葬とし、土葬又は火葬の別を問わない。なお、棺又は骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給あるいは火葬、土葬又は納骨等の役務の提供により行う。

③ 埋葬費の限度額

埋葬による経費は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

④ 埋葬の期間

埋葬の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

(2) 帳簿の整備

市において、知事の委任に基づき市長が遺体の捜索、取扱い及び埋葬を実施した場合は、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- ア. 救助実施記録日計票
- イ. 遺体の捜索状況記録簿
- ウ. 捜索機械器具燃料受払簿
- エ. 埋葬台帳
- オ. 死体処理台帳
- カ. 死体捜索用関係費、死体処理費、埋葬費支出証拠書類

第11節 住宅の供給確保等

(市民生活対策班、建設対策班)

災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができない者のうち、主としてみずからの資力により住宅を確保ができない者に対して行う住宅の供給等に関しては、この節に定めるところによって実施する。

1 住宅の供給及び住居の確保措置の実施責任体制

り災世帯に対する住宅の供給及び住居確保措置は、第一順位として市が実施する。

ただし、次の場合は主として県が市及びその他の関係機関に協力を求めてこれを実施するものとする。

- (1) 災害救助法の適用による応急仮設住宅の設置、住宅の応急処理及び障害物の応急的な除去。
- (2) 次の各号に該当する場合における災害公営住宅の建設
 - ア. 被害地全域において住宅 500 戸以上が滅失した場合、若しくは 200 戸以上が焼失した場合。
 - イ. 1 市町村の区域内で住宅 200 戸以上又は住宅戸数の 1 割以上が滅失した場合。

2 住宅の供給及び住居の確保の方法

住宅の供給及び住居の応急確保措置は、おおむね次の方法により実施する。

- (1) 住宅が半壊又は半焼の被害を受け、居住できない世帯に対する破損箇所の応急修理
- (2) 住宅の日常生活に欠くことのできない場所に土石、竹木等の障害物が運流入したため居住できない世帯に対する障害物の応急的な除去

3 市が実施する住宅の供給及び住居の確保措置

市が実施する住宅の供給及び住居確保措置は、次の方法により実施する。

(1) 住宅ニーズの把握

- ア. 建設対策班は、各対策班及び県と連携して住宅を失った世帯の住宅ニーズを把握する。
- イ. 建設対策班は、把握した住宅ニーズへの対応方針を決定する。

(2) 公営住宅等の一時使用

建設対策班は、応急仮設住宅の建設が完了するまでの間、市営住宅の一時使用について、検討・推進する。また、市の提供可能住宅だけでは必要戸数に満たず、県及び他の市町村の提供可能住宅の提供を受ける必要がある場合には、県に支援を要請する。

この場合は、住宅の提供が必要な世帯の数及びその世帯の世帯主名、家族構成、人数、男女別、年齢を明示して要請する。

(3) 住宅に関する相談窓口の設置

- ア. 空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため住宅相談窓口を設置する。
- イ. 民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、家賃状況、空き家状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。

(4) 応急仮設住宅建設用地の確保

建設予定場所は、原則として市有地とするが、私有地の場合は所有者と市との間に賃貸契約を締結するものとし、その場所は飲料水が得やすく保健衛生上適切な場所とする。

本市の応急仮設住宅の建設予定地は、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

4 災害救助法が適用された場合

県が災害救助法の規定による住宅の供給及び確保を実施する場合は、市はその実施を応援し、協力するものとし、その実施について指示を受けた事項は、その責任においてこれを処理するものとする。

(1) 応急仮設住宅の設置

ア. 設置の基準

構造及び規模等の概要は次のとおりとし、一戸建、長屋建又はアパート式のいずれかにより応急仮設住宅を建設する。

- ① 1戸当たり、建面積 29.7m² (9坪) を基準とする。
- ② ①は、あらかじめ備蓄しているパイプ式組立住宅資材によることができる。
- ③ 1戸あたりの費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。
- ④ 設置場所

応急仮設住宅の設置場所は、3(4)の建設予定用地、又は被害状況等を考慮し、公共用地等なるべく借地料等を必要としない場所を選択する。

⑤ 設置方法

請負工事又はリース・買い取りにより実施する。

⑥ 着工期日

応急仮設住宅の設置は、おそくとも災害発生の日から 20 日以内に着工するものとし、できる限り速やかに完了させるものとする。

イ. 入居世帯の決定

次の各号のいずれにも該当する世帯のうちから県、市長及び民生委員・児童委員等の意見を聞いて、応急仮設住宅の入居世帯を決定する。

- ① 住家が全壊、全焼又は流失した世帯
- ② 居住する住家がない世帯
- ③ 自らの資力で住宅を確保することができない世帯

ウ. 福祉仮設住宅の供与

要配慮者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合、次のように老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

- ① 段差解消のためのスロープ及び手すりの設置等、高齢者、障がい者等の安全及び利便に配慮する。
- ② 老人居宅介護等支援事業等による生活援助員等の支援や入居者の互助を図られ易くするため、生活援助員室や共同利用を前提とした仕様とすることができる。
- ③ 被災者に供給される部屋数をもって応急仮設住宅の設置戸数とする。

エ. 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は県が実施するが、状況に応じ、県から委任を受けた場合は、市が実施するものとする。

オ. 応急仮設住宅の供給期間

設置工事が完了した日から2か年以内とする。

(2) 住宅の応急修理

ア. 応急修理の基準

- ① 応急修理の面積については特にその制限はないが、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない最小限の部分とする。
- ② 応急修理は、大工又は技術者等による修理若しくは請負工事によって実施する。
- ③ 応急修理は、災害発生の日から1か月以内に完了するものとする。
- ④ 応急修理に要する1戸あたりの費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

イ. 応急修理を受ける世帯の決定

次の各号に該当する世帯のうちから県、市長及び民生委員・児童委員等の意見を聞いて、応急修理を受ける世帯を決定する。

- ① 災害のため住家が半焼若しくは半壊した世帯又は半壊に準ずる程度の損傷（準半壊）を受けた世帯
- ② 当面の日常生活が営み得ない世帯
- ③ 自ら資力で応急修理ができない世帯

また、応急仮設住宅の入居者の決定にあたっては、地域コミュニティの維持及び構築に配慮する。

なお、仮設住宅の建設にはある程度の期間を要することから、健康面に不安がある人や、高齢者、障がい者等避難所での生活が困難な方に対しては、入居者の意思を十分に尊重した上で、仮設住宅か借上民間賃貸住宅への入居の決定を判断する必要がある。

例えば、まず借上民間賃貸住宅へ一時入居し、仮設住宅完成後に元のコミュニティに戻るといった提案をするなどの配慮も必要である。

※借上民間賃貸住宅への入居についてのメリット・デメリット

- ・メリット：仮設住宅よりも速やかに避難所から退去することができる。
- ・デメリット：地域コミュニティの維持が困難、孤立化のおそれがある。

(3) 住居又はその周辺の障害物の応急的な除去

ア. 障害物の除去の基準

- ① 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の応急的な除去とする。
- ② 1戸あたりの除去費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。
- ③ 除去の方法は、技術者又は人夫等による除去若しくは請負工事による除去とする。

④ 除去の実施は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

イ. 障害物の除去を受ける世帯の決定

次の各号に該当する世帯のうちから県、市長及び民生委員・児童委員等の意見を聞いて、障害物の除去を受ける世帯を決定する。

- ① 災害のため住家が半壊又は床上浸水した世帯
- ② 当面の日常生活が営み得ない世帯
- ③ 自らの資力で障害物の除去ができない世帯

(4) 災害公営住宅の建設

災害公営住宅の建設は、県が次により実施する。

ア. 建設戸数の基準

- ① 住家の滅失又は消失が200戸(激甚災害の場合は100戸)を超える市町村については、その滅失又は消失戸数の30%以内の戸数。
- ② その他の被災市町村については、知事が特に必要と認める戸数。

イ. 建設仕様等の基準

建設のための仕様等の基準は、公営住宅等整備基準(平成23年国土交通省令第8103号)等に基づくものとする。

ウ. 入居世帯の決定

災害公営住宅の入居世帯は、おおむね次の各号に該当する世帯のうちから知事が関係法令に基づき決定する。この場合、知事は、建設地の市町村長の意見を聞くことができる。

- ① 住家が全壊、全焼又は流出した世帯であること。
- ② 居住する住家がない世帯か又はあっても著しく不便、不衛生な状態にある世帯であること。
- ③ 自らの資力で住宅を確保することができない世帯であること。
- ④ 応急仮設住宅に入居できなかった世帯であること。
- ⑤ 規定の賃借料を納入できる世帯であること。

(5) その他住宅の供給斡旋措置

ア. その他市有財産のうち、被災者に対する住宅の供給及び確保対策上、貸付その他必要な措置の講ぜられるものは、できる限り貸付その他必要な措置をとるものとする。

イ. 市が実施する住宅の供給及び確保対策に対する県への協力措置

市が実施する被災者に対する住宅の供給及び確保対策について、実施上必要と判断されるときは、おおむね次の事項について県へ協力を要請する。

- ① 住宅の建設又は仮設上、不足する資機材の供給斡旋
- ② 建設技術者及び建設技能者の派遣又は斡旋
- ③ 保有地の優先的な貸付及び払下げ又は県有林の立木の払下げ
- ④ その他特に必要と認める事項

5 帳簿等の整備

市において、災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去を実施した場合は、次の帳簿等を備え必要な記録を行うとともに、これを保存するものとする。

- ・ 応急仮設住宅台帳（第33号様式）
- ・ 住宅応急修理記録簿（第34号様式）
- ・ 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に関する支払関係証拠書類
- ・ 救助実施記録日計票
- ・ 障害物除去の状況
- ・ 障害物除去費支払関係証拠書類

6 被災住宅の被害調査の対応

被災住宅の被害調査は、住宅の早期復旧・復興の観点から迅速着手し、実施していく必要がある。

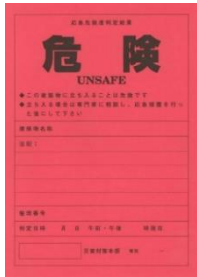


そのため、市は、必要に応じて「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定書」に基づき応援を要請する。

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。



■他の建物調査との違い

	被災建築物応急危険度判定	被災宅地危険度判定	住家被害認定
実施目的	余震等による二次災害の防止	宅地の崩壊危険度を判定し結果を表示	住家に係り災証明書の交付
実施主体	市（県が支援）	市、県	市
調査員	応急危険度判定士 (行政又は民間の建築士等)	被災宅地危険度判定士 (認定登録者)	主に行政職員 (り災証明書交付は行政職員のみ)
判定内容	当面の使用の可否	宅地の被害状況を把握し二次災害を軽減・防止	住家の損害割合（経済的被害の割合）の算出
判定結果	危険・要注意・調査済	危険・要注意・調査済	全壊、大規模半壊等
判定結果の表示	建物に判定結果を示したステッカーを貼付	見えやすい場所に判定結果ステッカーを貼付	り災証明書に判定結果を記載

■被災建築物応急危険度判定の判定内容

判定内容			
解説	建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより、立ち入りが可能である。	建物の損傷が少なく、使用可能である。

■被災宅地危険度判定の判定内容

判定内容			
解説	変状等が特に顕著で危険である。避難立ち入り禁止措置が必要である。	変状が著しく、当該宅地に立ち入る場合は、時間、人数を制限するなど十分注意する。	変状は見られるが、当面は防災上の問題はない。

第12節 文教対策

(教育対策班)

教育施設及び設備が被災し、通常の教育が行えない場合における応急教育の実施については、この節に定めるところによって実施する。

1 応急措置実施上の責任体制

教育施設及び設備の被災は、直接幼児、児童、生徒の教育上に重大な影響を及ぼすので、その応急措置は第一順位としては学校長等が保護者をはじめとするPTAなど関係機関等の協力を求めて実施し、第二順位として市立の学校にあっては市教育委員会が、県立学校にあっては県がこれにあたるものとする。

また、市長及び知事は、教育委員会や私立学校設置者の実施する応急措置の実施を援助し、調整しその他必要と認める措置を講ずるものとする。なお、必要に応じ県に対し市が実施する応急措置について必要な協力要請を行うものとする。

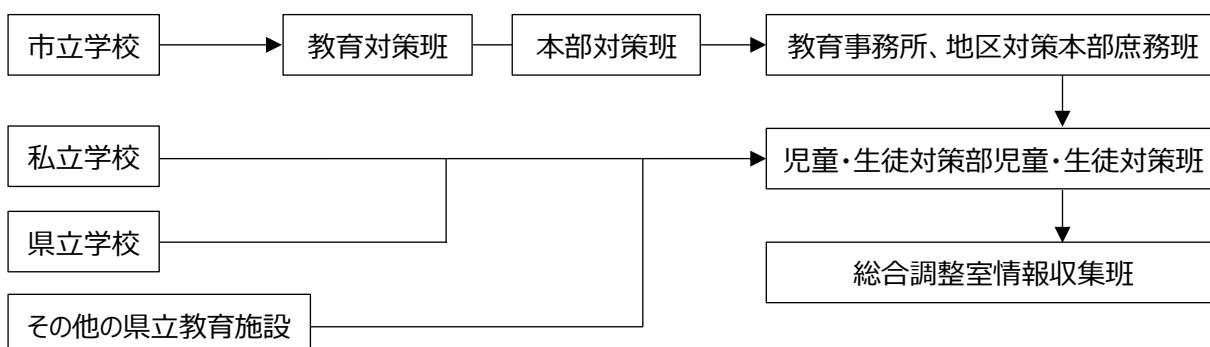
なお、学校等の教育施設が避難所として使用される場合は、避難者の生活確保を考慮しつつ、市教育委員会と県が協議して適切な教育の確保に努めるものとする。

2 応急措置の実施基準

(1) 被災状況等の把握

教育対策班は、以下により市内の教育施設の被災状況、幼児・児童・生徒の被災状況、学校職員の被災状況、避難所としての使用状況等を把握する。

■ 被災状況等の連絡経路図



(2) 教室の確保

各学校等は、必要な教育等を確保するため、所管施設又は設備の被災箇所を迅速に調査把握し、市及び関係機関に通報するとともに次の措置を講ずる。各学校等での措置が困難な場合は、被災状況等の連絡経路図にしたがって応援を求める。

- ア. 簡単な修理により使用可能な教室は、速やかに応急修理を行う。
- イ. 災害のため使用できない教室に代えて、特別教室、体育館、講堂等の利用を考慮する。
- ウ. 必要に応じて2部授業を実施する。
- エ. 校舎の全部又は大部分が使用不能の場合は、公民館、集会場等公共施設の利用又は隣接学校の校舎等を利用し、必要に応じた分散授業等を実施する。
- オ. 広範囲にわたる激甚な被害のため、前記諸措置を実施しがたい場合は、応急仮校舎を建設する。

(3) 応急授業の実施

- ア. 各学校等は、災害発生の状況により授業が不可能なときは、取りあえず臨時休校の措置をとるとともに、正規の授業が困難なときも、速やかに応急授業等を開始し、授業時間数の確保に努める。
- イ. 災害に伴い教職員に欠損を生じたときは、学校内又は学校間等において相互に応援・協力する。
- ウ. 教育対策班は、県と連携し応急授業等の実施状況を把握し、必要な支援を行う。

(4) 教材学用品の供給措置

教材学用品等の滅失、き損の状況を十分把握し、これらの負担を軽減する方法で供給措置を講ずるものとする。

災害救助法が適用された場合、教育対策班は知事からの委任に基づき学用品の給与を行う。その際の給与の基準及びその他必要な措置は次のとおりとする。

ア. 給与の基準

① 給与の対象

学用品の給与は、住家の全壊・全焼・流失・半壊・半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。

② 給与の品目

学用品の給与は、被害の実情に応じ教科書、文房具、通学用品とし、おおむね次のとおりとする。

品目	詳細	
教科書及び教材	小学校児童及び 中学校生徒	教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で市教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材。
	高等学校等生徒	正規の授業で使用している教材
文房具	ノート、鉛筆、画用紙、定規、消しゴム、クレヨン、絵具、筆、下敷等	
通学用品	運動靴、傘、カバン、長靴等	

③ 給与費用

学用品の給与費用は次の範囲内とする。

区分	小学校	中学校	高等学校等
教科書及び教材	実費	実費	実費
文房具通学用品	生徒又は児童1人当たりの学用品の給与に要する経費は、内閣総理大臣の定める基準の範囲内とする。		

④ 給与期間及び給与の方法

学用品の給与期間及び給与の方法は、特別な事情のない限り次のとおりとする。

教科書及び教材・・・災害発生の日から1箇月以内に現物を支給するものとする。

学用品通学用品・・・災害発生の日から15日以内に現物を給与するものとする。

イ. その他必要な措置

市が知事の委任に基づく学用品の給与を実施した場合は、次の帳簿等を備え必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 学用品の給与状況
- ③ 学用品購入関係支払証拠書類
- ④ 備蓄物資払出証拠書類

（5）転校・転園措置及び進路指導

ア. 各学校等は、転校・転園を必要とする幼児・児童・生徒の状況を速やかに把握し、市教育委員会及び県教育委員会と協力して速やかな転校・転園措置を講ずる。

イ. 各学校等は、被災幼児・児童・生徒の進級、卒業認定及び進学、就職並びに入学選抜に関して幼児・児童・生徒の状況を十分把握し、市教育委員会及び県教育委員会と協力し、速やかな措置を講ずる。

(6) 幼児・児童・生徒の安全対策

各学校等は、災害時における幼児・児童・生徒の安全対策について、市教育委員会、消防本部、警察署、医療機関等の関係機関及び保護者と密接な連携のうえ、次の措置をとる。

- ア. 避難を行い、安全を確保した後、被災状況を勘案して、保護者への引渡しを行うか学校等の管理下での避難を継続するかの判断を行う。
- イ. 負傷者の確認と応急措置を行い、必要に応じ医療機関に要請し、安全を図る。
- ウ. 通学路等の被災危険箇所の把握に努めるとともに、必要に応じて立入禁止の表示、監視員の配置、集団登下校などの措置を行う。
- エ. 災害発生時に在校・在園していなかった幼児・児童・生徒については、その被災状況の把握に努めるとともに、学校からの情報を保護者へ伝達する。

(7) 学校等保健衛生措置

各学校等は、市教育委員会と連携し、幼児・児童・生徒に感染症、食中毒等の集団的な発生の防止を図るため、必要に応じて次の措置をとる。各学校等での措置が困難な場合は、被災状況等の連絡経路にしたがって応援を求める。教育対策班は、各学校及び各私立学校設置者から求めがあった場合には、積極的にこれに応じる。

- ア. 幼児・児童・生徒の保健衛生の管理を関係法令に基づき十分に実施する。
- イ. 給食の調理従事者に対しては、健康診断、検便を実施するなどのほか、身体、衣服の清潔保持に努めさせる。
- ウ. 校舎内外の清掃、消毒を関係法令に準じて実施する。
- エ. 飲料水の取扱について必要な監視を行う。
また、必要に応じて、幼児・児童・生徒のこころの相談を行うため、保健室におけるカウンセリング体制を確立する。

(8) 費用の負担

文教対策に要する費用は、災害救助法が適用される場合を除き、市の負担とする。
ただし、災害の規模、程度等により費用の全部又は一部を対象者に負担させることができる。
負担させる費用の限度は、実費を上限とし、その都度市長が定める。

(9) 学校給食の措置

- ア. 給食施設の被害等により児童、生徒に給食ができない場合には、県教育委員会及び関係機関と協議又は第4節食料供給に定める措置等による対策を実施する。
- イ. 次の場合には、県教育委員会と協議のうえ給食を一時中止する。
 - ① 災害が広範囲にわたり、被害が甚大な場合であって、学校給食施設が災害救助のため使用されたとき。
 - ② 給食施設に被害を受け給食の実施が不可能になったとき。
 - ③ 感染症その他の危険の発生が予想されるとき。
 - ④ 給食物資の供給が困難なとき。
 - ⑤ その他給食の実施が適当でないと考えられるとき。

3 その他の応急措置

(1) 奨学補助措置

奨学資金の貸与に関しては、(公財)大分県奨学会に特別措置を要請する。

(2) 就園奨励措置

幼稚園児の保護者が被災したため、所得が減少した場合等において、市が幼稚園の入園料・保育料を軽減する。

(3) 市内の教育施設のほとんどが被災し使用困難な場合における措置

大規模な災害のため、市内の教育施設のほとんどが被災し、使用困難な場合、次の措置等をとる。

- ア. 児童・生徒の集団的な移動教育
- イ. 応急仮設校舎の設置

4 学校等が避難所となった場合の学校の措置

学校等の教育施設において避難所が開設される場合、学校長等は避難所の開設等に協力し次のような措置を講じる。

- (1) 在校・在園中に災害が発生した場合においては、幼児・児童・生徒の安全確保を最優先とした上で、避難所の開設等に協力する。学校施設等の使用が長期化するおそれのある場合は、使用方法等について市と協議する。
- (2) 避難所の運営については積極的に協力するとともに、できるだけ早い時期に授業が再開できるよう市災害対策本部、県教育委員会、県等との間で必要な協議を行う。

5 文化財の応急対策

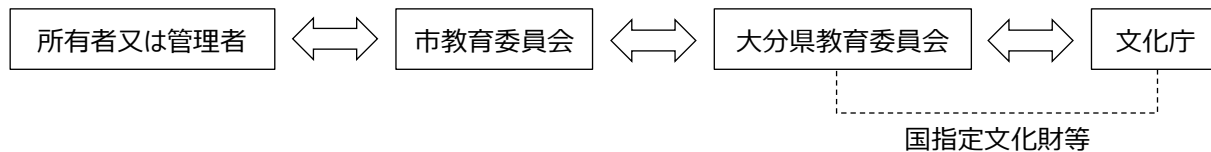
被災した文化財は、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者又は管理者が措置するものとする。

(1) 文化財の被害状況の調査

教育対策班は、国、県及び市指定文化財のき損届けを速やかに提出させ、可能な限り詳細な現状を把握する。

(2) 連絡体制

文化財の被災状況の調査、連絡体制は次のとおりとする。



(3) 被災者の心の救済活動（地域に残る遺産保全）

市・教育委員会・県は、歴史資料ネットワーク（神戸大学文学部地域連携センター内）などの協力を得ながら、被災した地域に残る遺産（歴史資料等）の救出・修復・保全に努める。

6 帳簿等の整備

文教対策を実施した場合は、次の帳簿を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- (1) 文教対策の実施記録
- (2) 文教対策の実施に関する支払証拠書類
- (3) 文教対策の実施に関する物品貸払証拠書類
- (4) その他対策の実施に関し、必要と認める書類

第13節 社会秩序の維持・物価の安定等

(本部対策班)

災害後の住民の生活を安定したものとするために行う社会秩序の維持及び物価の安定等に関する活動については、この節に定めるところによって実施する。

1 社会秩序の維持・物価の安定等に関する活動の責任体制

災害後の社会秩序の維持に関する活動及び物価の安定等に関する活動は、県が市その他の関係機関の協力を得て実施する。

2 社会秩序の維持のための活動

市は、災害後の被災地の社会秩序を維持するため、県が実施する次のような活動に協力する。

(1) 困りごと相談所の開設

警察署に、困りごと相談所（外国人コーナーを含む。）を設置して、住民の心配や要望等の相談に応じ、事案によっては市その他関係機関との連絡調整を行う等当該事案の解決に努めるものとする。

(2) 臨時交番等の設置

犯罪の予防その他被災地の治安を維持するため、臨時交番を設置し、又は移動交番車を配置する。

(3) 防犯パトロールの実施

被災地域、避難所、仮設住宅、避難場所、食料倉庫、生活必需物資の貯蔵庫、金融機関、公共施設等の重点的な防犯パトロールを実施する。

(5) 地域安全情報等の広報

地域住民に対し、地域安全情報の提供を行うとともに、流言飛語等が横行した場合は、正しい情報の伝達等を適宜行い、被災者が安心して生活できるように努める。なお、その際には、視聴覚障がい者や外国人にも適切に広報できるよう配慮する。

3 物価の安定等に関する活動

災害後の物価の高騰、悪質商法等を抑え被災者が安心して生活できるよう次のような対策を実施する。

- (1) 市は、被災地内に生活相談窓口を開設し、消費生活に関する相談に応じる。
- (2) 県が実施する生活関連物資の価格及び需給動向調査に協力する。

4 住民への呼びかけ

市は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第14節 義援物資の取扱い

(本部対策班)

災害後に市に対して送付される義援物資の取扱いについては、この節に定めるところによって実施する。

1 市に送付される義援物資の取扱いに関する基本方針

市は、次の方針により義援物資について取り扱う。

- (1) 市は、企業や自治体等からの義援物資について、被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により、受入れの調整に努める。
なお、個人等からの小口義援物資については、仕分け作業や公平な配布かどうかを検討し、受入れの方針を決定のうえ周知する。
- (2) 市は、義援物資の受入、仕分け、配送に関して、必要に応じて、市社会福祉協議会、日本赤十字社大分県支部、ボランティア、その他防災関係機関の協力を得る。

2 市に送付される義援物資の取扱い

(1) 義援物資の取扱いに関する広報

ア. 受け付ける品目、目標量、送付場所等の決定

本部対策班は、各対策班を通じ、被災地での物資の過不足の状況を把握し、物資の受入れ品目、目標量、送付場所を決定する。

イ. 受け付ける品目、送付場所等の広報

本部対策班は、アで決定した事項を、県等を通じて、報道機関へ放送を要請し広報する。

(2) 義援物資の集積・輸送・配分

義援物資の集積・輸送・配分については、「第4章 第6節 被服寝具その他生活必需品給与」での取扱いと同様に実施する。

第15節 被災動物対策

(市民生活対策班、両支所対策班)

大規模災害時には、所有者不明動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等への対処方法など様々な課題が発生することが予想されるため、市は動物愛護の観点から動物の保護や適正な飼育に関し、県、大分県獣医師会及び関係機関・団体との協力体制を確立する。

1 被災地域における動物の保護

飼い主不明の負傷又は放浪状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市民生活対策班は県、大分県獣医師会等関係団体を始め、動物愛護推進員、動物愛護ボランティア等と協力し動物の保護を行う。

2 避難所における動物の保護

市民生活対策班は、避難所を設置した場合、県と協力して飼い主に対し避難した動物の飼育について適正な飼育指導を行うなど、動物の愛護及び衛生管理を含めた環境衛生の維持に努めるため以下の措置を行う。

- (1) 各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、県への獣医師の派遣等の支援要請
- (2) 避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整
- (3) 他自治体との連絡調整及び要請

3 猛獣等脱出対策

猛獣等の脱出の事態が発生した場合、被害を最小限に押さえるため、以下の措置を講ずるものとする。

(1) 猛獣等の範囲

この節における猛獣等とは、サファリパーク施設が被害を受け、脱出により住民等に危険を与えらると思われる動物をいう。また、市が危険と判断したときは、猛獣として取り扱うことができる。

(2) 連絡体制の確立

支所対策班は、脱出事故発生及び発生のおそれがある場合には、情報の収集活動の実施及び情報を正確かつ迅速に伝達し、又は伝達を受理するため、平素から関係機関等との連絡体制を整備し、緊密な相互連携を保持する。

(3) 協力機関への協力要請

必要と認めるときは、次の機関に対し協力を要請し、その協力のもとに事態の早急な解決を図るものとする。

- ア. 県…関係機関への協力要請及び調整
- イ. 警察機関、猟友会…警備、捕獲、射殺

4 危険動物の逸走対策

危険動物が、災害時に逸走し、人及びその財産に危害を及ぼすおそれがあるときには、警察署等の関係機関へ通報し、人の生命や財産等への侵害を未然に防止する。

5 被災動物救護対策指針

市は県と連携し、「大分県被災動物救護対策指針」に基づくペット同行避難訓練の実施など、ペット対策の取組を実施する。

6 応急仮設住宅等での対応

市及び県は、応急仮設住宅等における家庭動物の適正飼養の指導を行う。

